

はじめに

～ 親と地域が心豊かに子育てし、すべての子どもたちが
健やかに成長するまちをめざして ～



本市では、次代を担う子どもたちが、未来に夢を持ち、思いやりと豊かな心を持って生き生きと育ててほしいとの願いをこめ、全庁をあげて子どもの健全育成に関する施策の充実に努めています。

急速に進行する少子化は、子どもたちや子どもたちを取り巻く社会環境に、さまざまな影響を及ぼすことが予測されています。このような少子化の流れを受け、国、地方公共団体及び企業が10年間の集中的・計画的な少子化対策への取り組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法」（平成15年7月）が制定されました。

これに伴い本市では、子どもが成長していく過程を総合的に支援するため「第2次児童育成計画～子どもいきいき夢プラン～」(前期計画)を策定し、施策の推進に努めてまいりました。前期計画の最終年度である本年度(平成21年度)に前期計画の進捗状況を評価するとともに、目標達成に向けた施策の見直しを行い、今後5年間(平成22年度から平成26年度)の後期計画を策定しました。

後期計画では、21世紀を担う子どもたちの健全育成とともに、子どもを安心して生み育てることができるよう、基本理念「親と地域が心豊かに子育てし、すべての子どもたちが健やかに成長するまちをめざして」に基づき基本目標を掲げ、心の豊かさや人のつながりが感じられるまちづくりを目指します。

今後とも、市民、地域、企業や関係機関・団体などとの役割分担と相互の連携を図りながら、この計画の実現に向けて着実に推進するよう努めてまいります。

終わりに、この計画の策定に当たり、ご尽力いただいたみよし市児童育成計画審議会委員の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民の皆様、関係機関、団体の方々に心から感謝申し上げます。

平成 22年 3月

みよし市長 久野 知 英

目 次

第1章 計画の概要.....	3
1 計画の背景と趣旨	3
2 計画の性格・期間	4
3 計画の策定体制.....	5
第2章 みよし市の現状.....	9
1 人口の動向	9
2 人口動態	10
3 世帯の状況	13
4 婚姻・離婚	14
5 保育施設の状況.....	15
6 放課後児童健全育成事業等の状況	17
7 母子保健事業の状況	19
8 地域子育て支援事業の状況.....	25
9 子育て講座等の状況	28
10 子育て交流会等の状況.....	30
11 子どもの健全育成活動の状況.....	32
12 その他の支援事業.....	34
13 教育機関の現状.....	34
14 公園等の現状	37
15 アンケート調査概要とまとめ.....	38



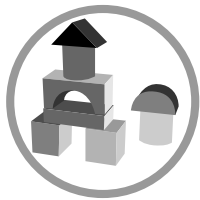
第3章 前期計画の施策の進捗状況評価	43
1 施策の進捗状況評価の方法とその状況.....	43
2 基本目標別の中間評価	44
3 特定事業の定量的目標数値.....	49
第4章 計画の方向性.....	53
1 計画の基本理念.....	53
2 計画目標	54
3 計画の視点	55
4 計画推進のための役割	56
5 施策の体系	57
第5章 各論	61
I 親子が心身ともに健やかに暮らせるまちづくり.....	61
1 親子の健康の確保.....	61
2 思春期保健対策の充実	64
II みんなが子育てしやすいまちづくり	67
1 保育サービスの充実.....	67
2 子育て支援サービスの充実.....	69
3 仕事と子育ての両立支援の充実.....	72
III 子どもの豊かな心を育むまちづくり	73
1 次代の担い手としての育成.....	73
2 学校・家庭・地域の教育力の向上	74
3 人や自然、郷土を愛する心の醸成	78





IV	子どもと子育て家庭が安心して過ごせるまちづくり	80
1	安全で安心なまちづくりの推進	80
2	子ども等の安全の確保	81
3	安全な子どもの遊び場の充実	83
V	すべての子どもが尊重されるまちづくり	85
1	支援を必要とする子どもへの施策の充実	85
2	児童虐待防止対策の充実	87
第6章	目標事業量の設定	91
1	児童人口の推計	91
2	現在家庭類型と潜在家庭類型	92
3	目標事業量（特定12事業）の設定	94
4	定期的な保育等に関する事業の目標設定	95
5	地域における子育て支援事業の目標設定	99
第7章	計画の推進に向けて	103
1	家庭・地域・行政の協働による推進	103
2	庁内の推進体制	104
3	次世代育成支援施策を協働して推進する住民組織への支援	104
4	行動計画の子育て支援施策の周知方法	104
5	計画の進捗状況の把握	104
資料編		107
1	計画策定の経過	107
2	みよし市児童育成計画審議会設置要綱	108





第 1 章

計画の概要



第1章 計画の概要

1 計画の背景と趣旨

国は次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成十五年七月に「次世代育成支援対策推進法」（以下、「法」という。）が制定され、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

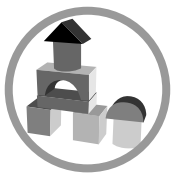
しかしながら、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行がみられました。また、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位推計）」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率は1.26と示されました。

このような動向を踏まえ、国の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下、「重点戦略」という。）が取りまとめられました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

みよし市[※]では、国の動きにあわせて平成17年4月に「第2次三好町児童育成計画」（以下、「前期計画」という。）を策定し、計画に基づき少子化対策のための関連の施策を推進してきました。後期計画の策定にあたっては、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがるため、関係部署が横断的に取り組むとともに、住民をはじめ地域の支援団体・NPO、企業や労働者代表など、多くの方の協力が得られる策定体制とします。平成20年度にアンケート調査による分析、平成21年度に前期計画の施策等の中間評価を行い、少子化の進行抑制に向けて平成22年度から始まる「みよし市児童育成計画」（以下、「後期計画」という。）を策定しました。

※ 平成22年1月4日の市制施行により、「三好町」は「みよし市」となりました。

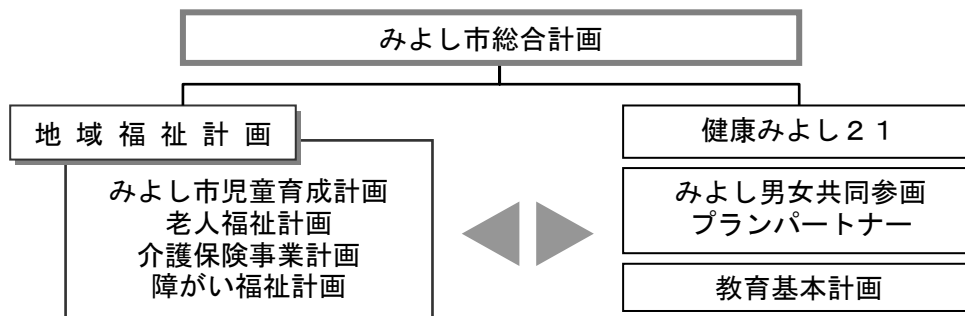


2 計画の性格・期間

(1) 計画の性格と位置づけ

後期計画は、みよし市におけるすべての子育て家庭への支援事業、子どもの健全育成のための諸施策などを体系化し、整理したものです。後期計画を指針として、行政、市民が一体となって総合的に推進していきます。

また、後期計画は、みよし市の総合的な計画である「みよし市総合計画」を上位計画に位置づけ、それを具現化した計画であるとともに、「健康みよし21」「みよし男女共同参画プランパートナー」「障がい福祉計画」「教育基本計画」等の諸計画との整合性も図っています。



(2) 計画の対象

後期計画は、みよし市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域、企業、行政等の個人及び団体が対象です。なお、この計画における「子ども」とは、児童福祉法に基づき「満18歳未満」としています。

(3) 計画の期間

次世代育成支援対策推進法（平成15年7月）により、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するために、地方公共団体が策定することとされた「行動計画」は、前期・後期の各期5年を一期として策定されるもので、前期計画は、平成17年度から平成21年度までを計画期間としています。後期計画は、平成22年度から平成26年度までを計画期間としています。

平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
計画 策定	← 前期計画 →									
					見直し	← 後期計画（今回策定した計画） →				

3 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会の設置

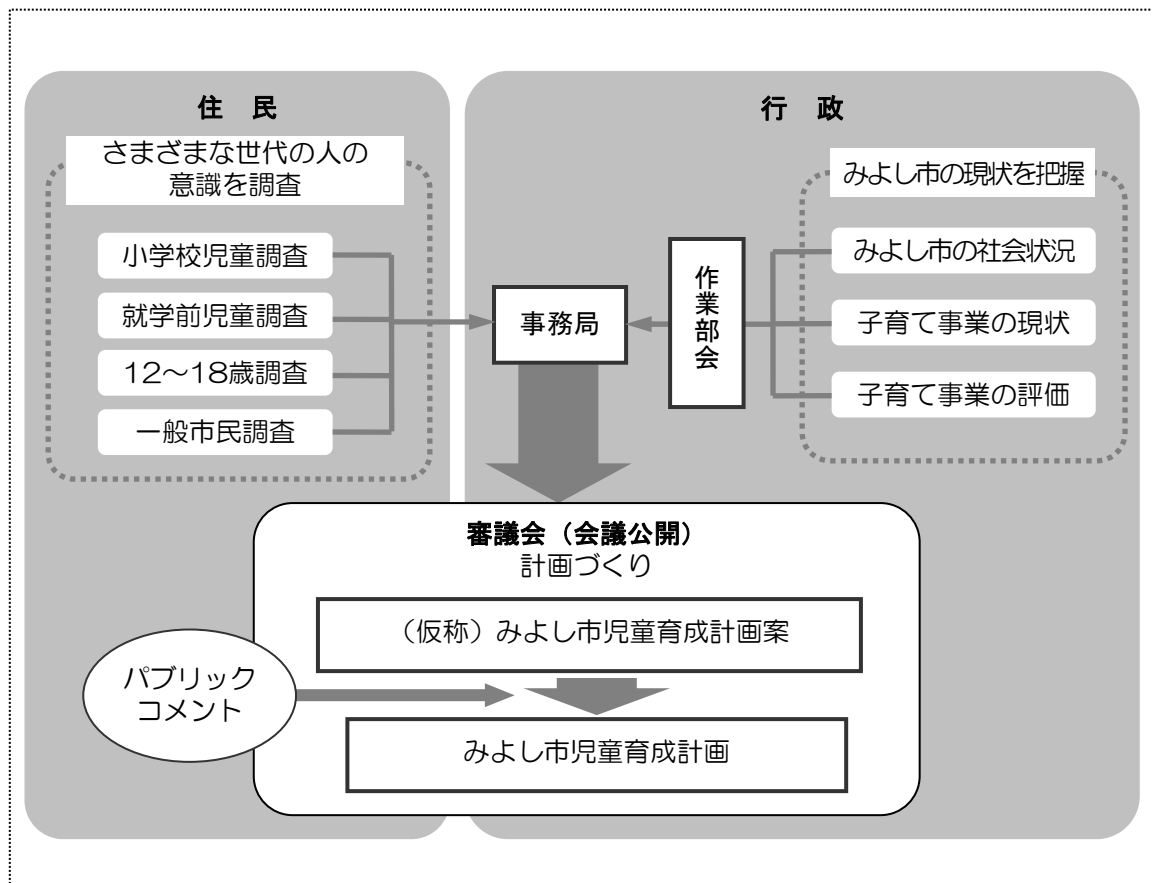
後期計画の策定にあたっては、平成20年度から子どもを取り巻くさまざまな立場の代表者や、住民参加を重視した一般市民等参加による「みよし市児童育成計画審議会」を設置・開催しています。

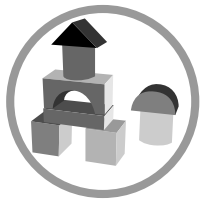
また、計画内容について計画の策定過程で審議を行い、計画を策定しています。

(2) 地域住民の要望

後期計画には住民のニーズや意識を盛り込むことが必要です。本市においては、子どもを持つ世帯だけでなく、これから子どもを持つ世帯、中高生等の幅広い年齢層の方の意見・要望等を把握することにより、今後、本市がさらに子育てしやすい市になるように、ニーズ調査を実施しています。

■みよし市行動計画の見直し体制図





第2章

みよし市の現状



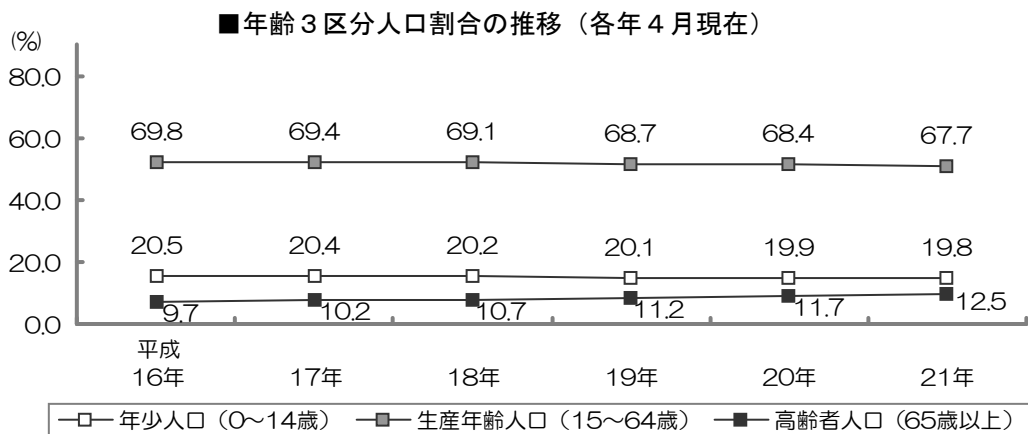
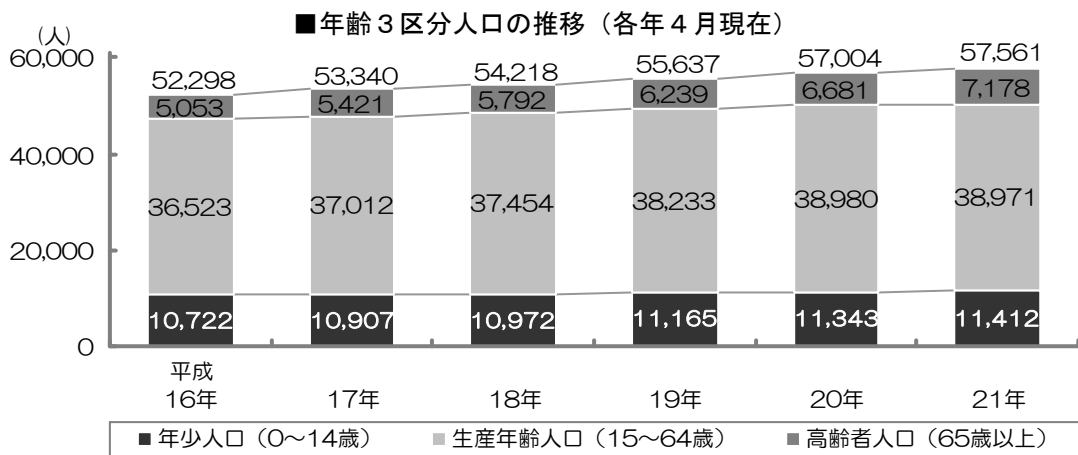
第2章 みよし市の現状

1 人口の動向

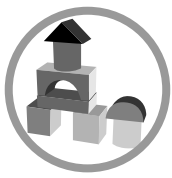
(1) 人口の推移

本市の人口は年々増加し、平成16年では52,298人であった人口は、平成21年には57,561人となっています。

人口割合で見ると、年少人口と生産年齢人口は緩やかに減少していますが、高齢者人口は増加傾向にあります。



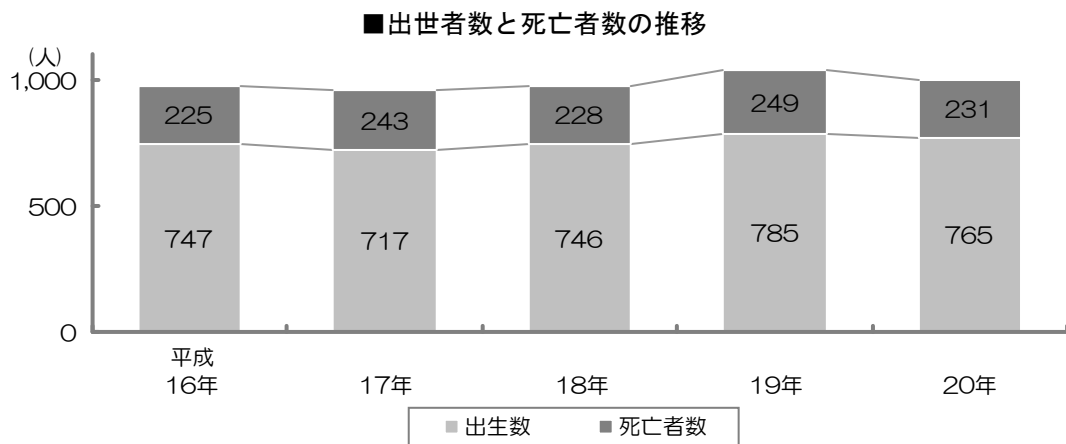
資料：住民基本台帳



2 人口動態

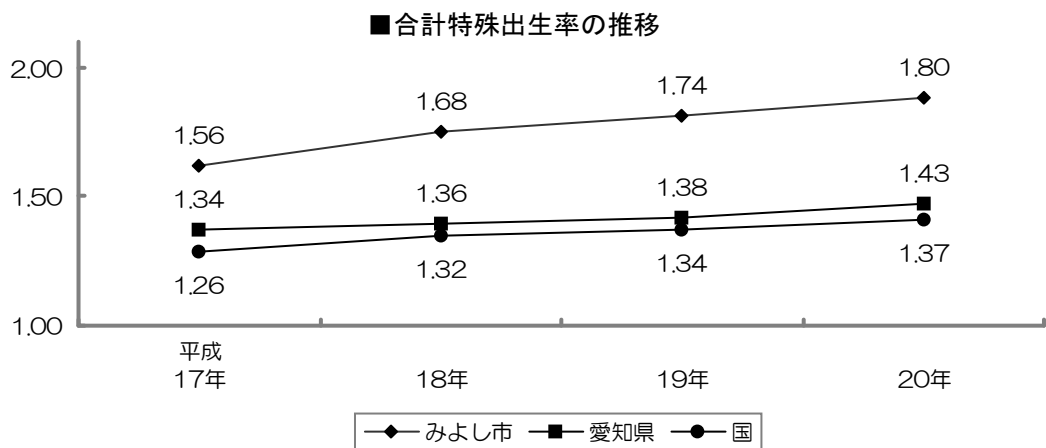
(1) 出生数と死亡者数の状況

本市の出生者数は、平成19年まで増加した後、平成20年では減少しています。また、死亡者数は200人台で増減を繰り返している状況です。



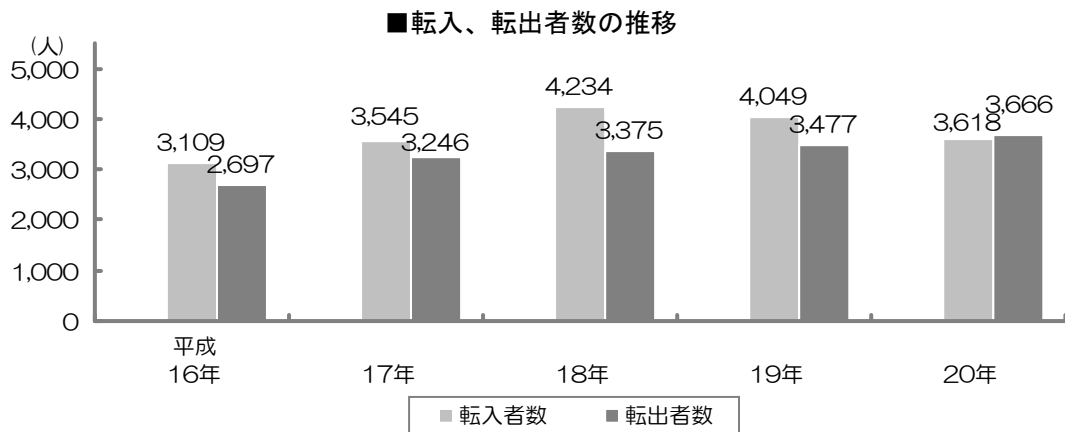
(2) 合計特殊出生率の状況

本市の合計特殊出生率は、平成17年から20年にかけて増加傾向にあり、全国や愛知県と比較してみると、いずれの年においても本市が上回っています。



(3) 転入者数、転出者数の状況

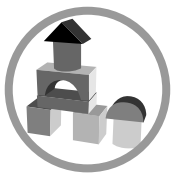
本市の転入者数の推移をみると、平成16年から18年にかけて増加傾向にあるものの、平成19年以降は減少しています。一方、転出者数は平成16年から増加傾向にあり、平成20年には3,666人となっています。



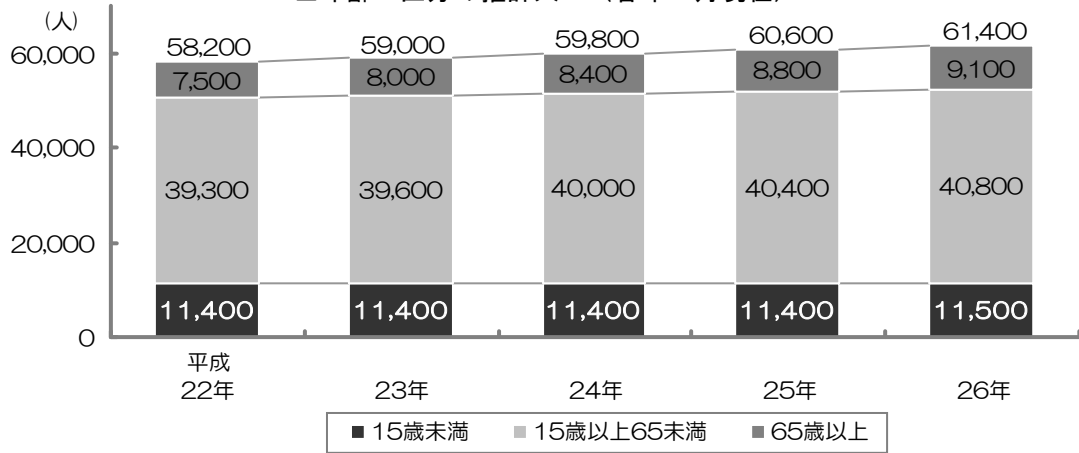
(4) 人口区分の動向と本市の将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）－平成17（2005）～47（2035）年」によれば、本市の年少人口（0歳～15歳未満）は10,898人～10,859人とほとんど変化がみられないと推計されています。また、本市の2035年における年少人口比率は14.4%（県下1位）と高い割合を示しています。この数値を全国的にみれば、年少人口比率14%以上の市町村は24市町村のみで、本市は全国的にみても年少人口比率が高い地域であるということがわかります。

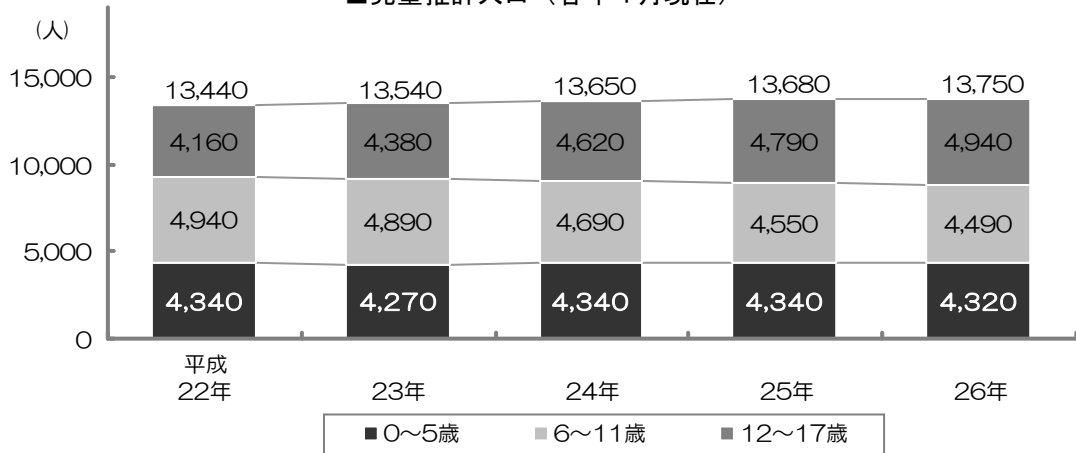
本計画に先立って本市の上位計画である総合計画により人口推計を行っています。その年齢3区分の推計人口は以下のとおりとなっています。推計では、総人口は緩やかに増加すると予想されています。（資料：第5次総合計画より）



■年齢3区分の推計人口（各年4月現在）



■児童推計人口（各年4月現在）

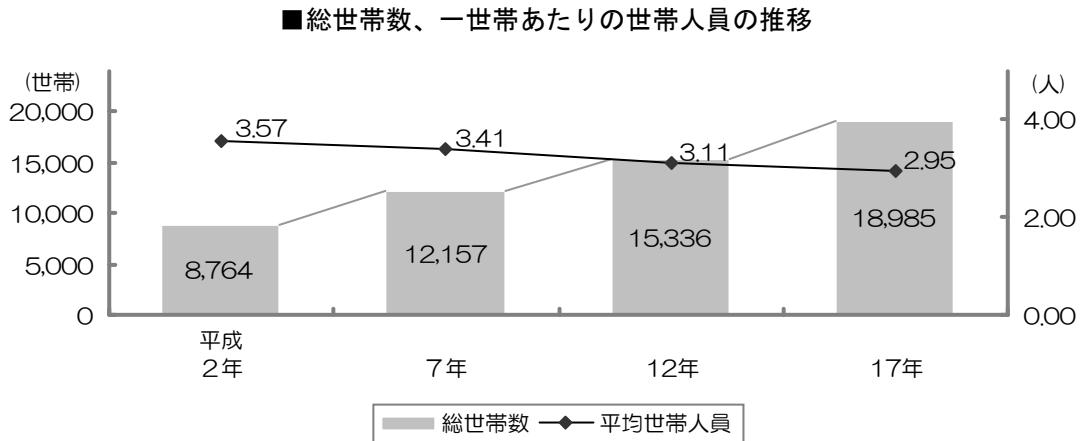


資料：子育て支援課

3 世帯の状況

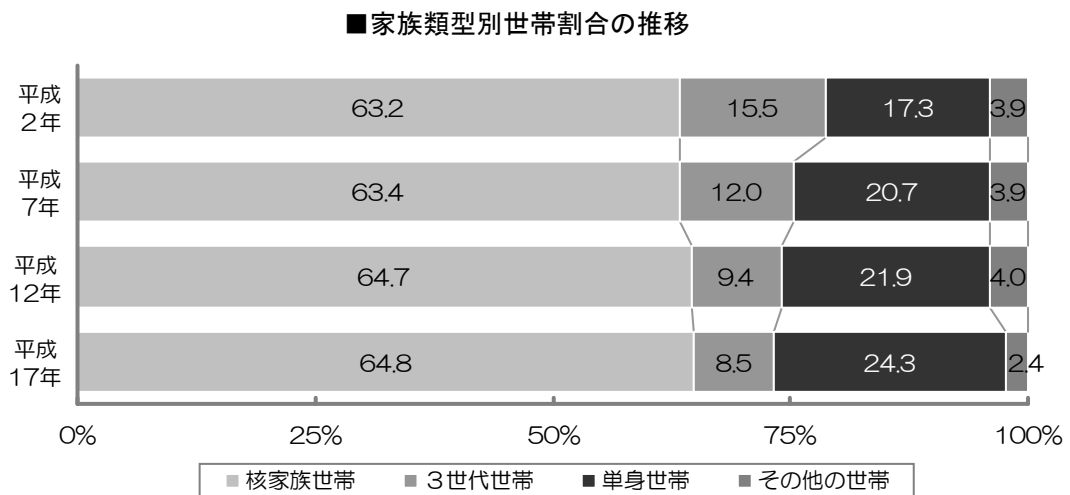
(1) 一般世帯数、1世帯あたりの平均世帯人員の状況

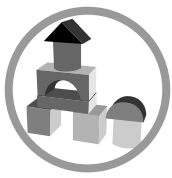
本市の総世帯数は、平成17年10月現在で18,985世帯となっており、平成2年から約10,000世帯の増加となっていますが、一世帯あたりの世帯人員の推移は減少傾向にあり、平成17年には2.95人と世帯の少人数化が進んでいます。



(2) 家族類型別世帯割合の状況

本市の家族類型別世帯割合は、核家族世帯が全体の6割を占めており、年々増加傾向にあります。また、単身世帯も増加している一方で、3世代世帯は減少傾向にあります。

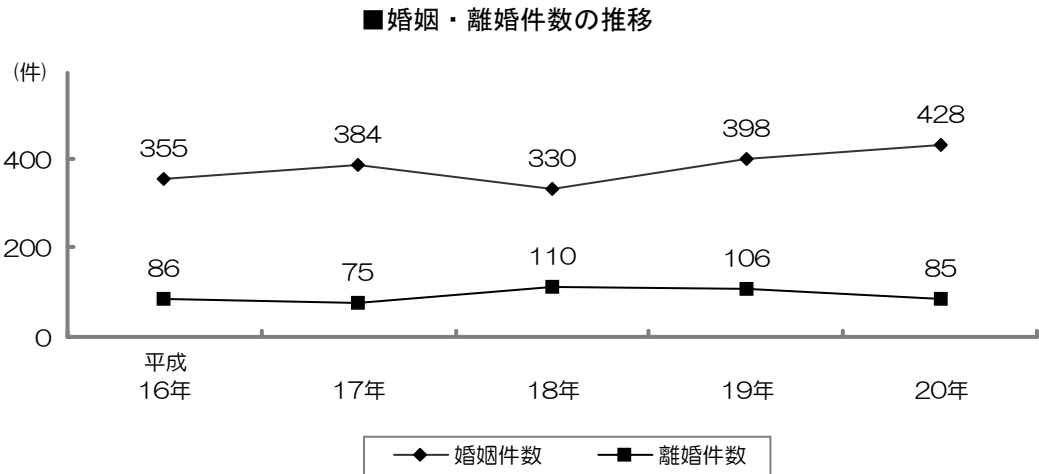




4 婚姻・離婚

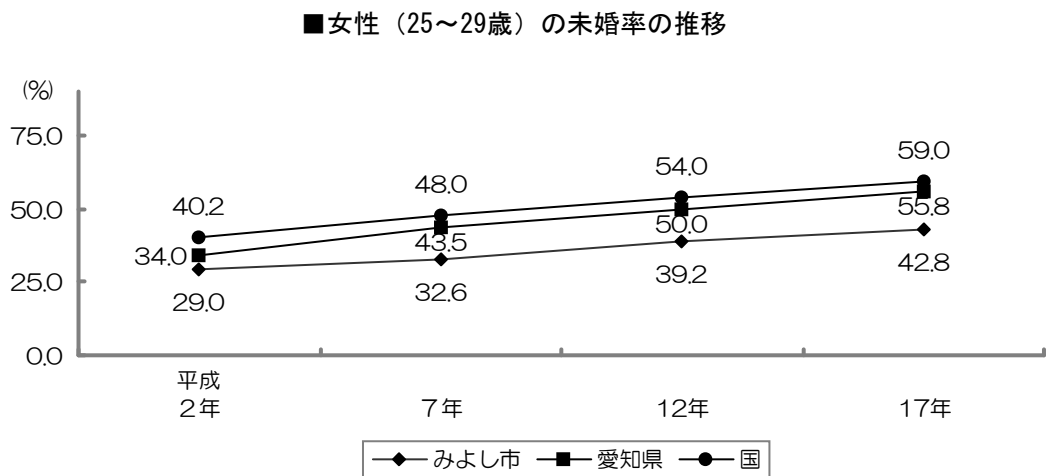
(1) 婚姻・離婚件数の状況

婚姻件数は平成18～20年にかけて増加傾向にあり、離婚件数は減少傾向にあります。



(2) 未婚率の状況

本市の女性（25～29歳）の未婚率は国や県を下回っていますが、未婚率は同様に上昇しています。



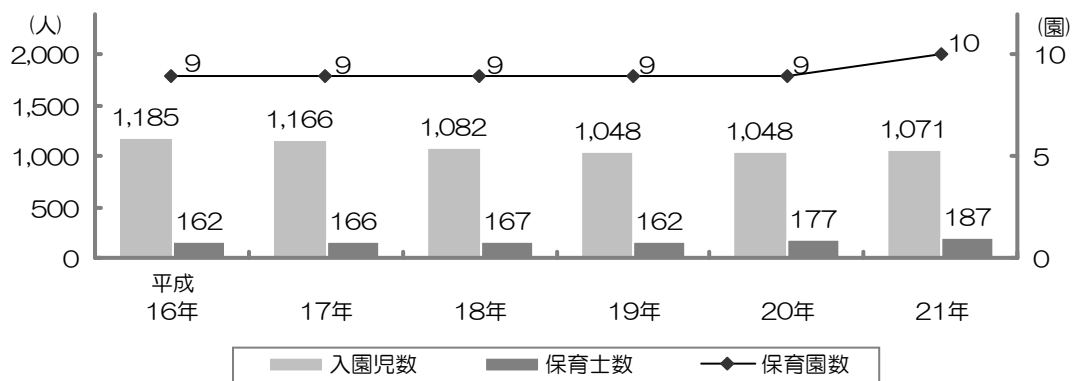
5 保育施設の状況

(1) 保育園の入園者数の状況

本市では平成21年に黒笹保育園が新設され、平成21年4月現在10か所の保育園があり、定員は合計1,400人となっています。入園児数はやや減少傾向にありますが、保育士数は増加しています。

また、5か所の園では入園率が80%を上回っています。

■ 保育園数・入園児数・保育士数の推移（各年4月現在）

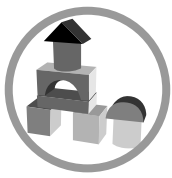


資料：子育て支援課

■ 保育園別入園状況（平成21年4月現在）

地区名	保育園名	定員 (人)	園児数 (人)					入園率 (%)
			総数	3歳未満	3歳児	4歳児	5歳児	
なかよし地区	わかば保育園	160	137	26	23	36	52	85.6
	天王保育園	160	99	21	29	27	22	61.9
	すみれ保育園	100	74	10	13	28	23	74.0
	なかよし保育園	110	96	13	25	27	31	87.3
みなよし地区	打越保育園	150	128	26	29	38	35	85.3
	明知保育園	120	95	0	26	39	30	79.2
きたよし地区	みどり保育園	180	148	25	38	34	51	82.2
	筋生保育園	170	138	21	40	39	38	81.2
	城山保育園	90	61	10	12	26	13	67.8
	黒笹保育園	160	95	23	26	30	16	59.4
計		1,400	1,071	175	261	324	311	76.5

資料：子育て支援課



(2) 特別保育事業の状況

多様な子育てニーズに対応するために、市内の保育園では通常保育のほかにさまざまな特別保育事業を行っています。3歳未満児保育・延長保育・障がい児保育については9か所で実施されています。

■特別保育事業の実施状況（平成21年4月現在）

地区名	保育園名	3歳未満児保育	延長保育	一時預かり(一時保育)	24時間対応保育	休日保育	障がい児保育
なかよし地区	わかば保育園	○	○	○	—	—	○
	天王保育園	○	○	○	○	○	○
	すみれ保育園	○	○	—	—	—	○
	なかよし保育園	○	○	—	—	—	○
みなよし地区	打越保育園	○	○	○	—	—	○
	明知保育園	—	—	—	—	—	○
きたよし地区	みどり保育園	○	○	—	—	—	○
	筋生保育園	○	○	○	—	—	○
	城山保育園	○	○	—	—	—	○
	黒笹保育園	○	○	○	—	—	—
計		9	9	5	1	1	9

資料：子育て支援課

(3) 認可保育所以外の民間保育施設等の状況

平成21年5月現在、本市には3か所の認可外保育施設があり、合計46人が利用しています。

■認可保育所以外の民間保育施設等の状況（平成21年5月現在）

保育施設名	利用児童数（人）	備考
キッズハウスみよし	19	一般
ちびっこランド三好ヶ丘園	11	
ちびっこランド三好中央園	16	

資料：子育て支援課

6 放課後児童健全育成事業等の状況

(1) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、昼間に保護者のいない家庭の小学1～4年生を対象に放課後から午後6時まで児童の保育を行う場です。

本市では平成21年5月現在、公立9か所・民間3か所の計12か所で実施しており、登録児童数は平成16年の235人から平成21年には393人と増加傾向にあります。

■放課後児童クラブの状況（各年5月現在）

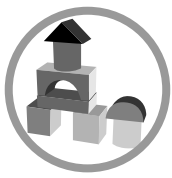
公立・民間	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
	公立	民間	公立	民間	公立	民間	公立	民間	公立	民間	公立	民間
児童クラブ数 (か所)	6	3	6	3	7	3	8	3	9	3	9	3
登録児童数 (人)	181	54	185	60	251	68	309	60	335	49	341	52

資料：子育て支援課

■放課後児童クラブの実施内容（平成21年5月現在）

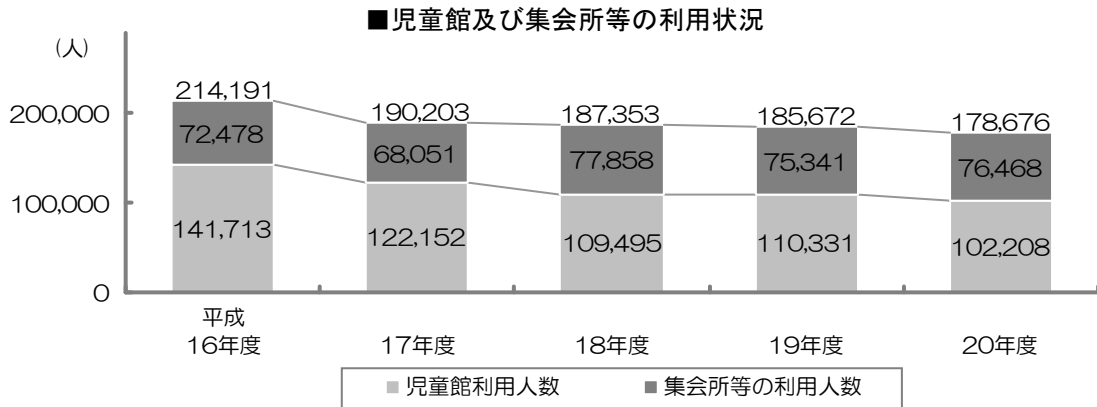
児童クラブ名	開設場所	開設時間		定員 (人)		
		平日	学校長期休業期間等			
公立	北部児童クラブ	北部小学校	放課後 ～18:00	9:00～18:00 (夏休みは8:00～)	40	
	中部児童クラブ	中部小学校			40	
	南部児童クラブ	南部小学校			40	
	みどり児童クラブ	みどり保育園			60	
	天王児童クラブ	天王小学校			40	
	三好丘児童クラブ第1教室	三好丘小学校			40	
	三好丘児童クラブ第2教室	三好丘小学校			40	
	三吉児童クラブ	三吉小学校			40	
	黒笹児童クラブ	黒笹小学校			40	
	みどり第2児童クラブ	緑丘小学校			夏休みのみ	40
	天王第2児童クラブ	天王小学校				40
	北部第2児童クラブ	北部小学校	30			
民間	キッズクラブクックバラ	ベル三好幼稚園内	放課後 ～19:30	8:00～19:30 (18時以降は別料金)	40	
	キッズクラブクックバラ みよし	キッズクラブ クックバラみ よし	放課後 ～19:30	7:30～19:30 (18時以降は別料金)	15	
	エジソンハウス	子ども未来研 究所内	放課後 ～18:00	9:00～18:00	35	

資料：子育て支援課



(2) 児童館及び集会所等の状況

本市には平成20年現在、13か所の児童館と11か所の集会所等があります。児童館の利用者は年々減少傾向にあるのに対し、集会所等の利用人数は増減を繰り返しながらも、やや減少傾向にあります。



資料：子育て支援課

■ 児童館の利用状況（平成20年度）

児童館名	利用者数(人)	児童数(人)	児童館名	利用者数(人)	児童数(人)
新屋児童館	10,450	8,690	明知下児童館	8,102	6,705
三好上児童館	11,022	9,376	打越児童館	11,479	7,908
蜂ヶ池児童館	6,980	6,043	筋生児童館	6,487	5,176
三好下児童館	14,313	11,960	福谷児童館	4,068	3,261
西一色児童館	7,611	5,307	東山児童館	6,930	6,121
福田児童館	7,576	6,103	高嶺児童館	1,383	926
明知上児童館	5,807	5,176	計	102,208	82,752

資料：子育て支援課

■ 集会所等の利用状況（平成20年度）

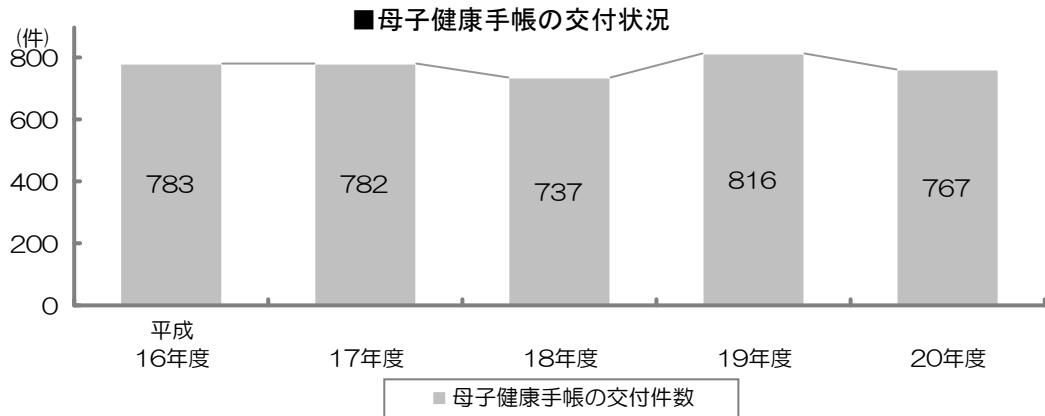
施設名	利用者数(人)	児童数(人)	施設名	利用者数(人)	児童数(人)
黒笹ふれあいセンター	12,039	10,946	三好丘集会所	7,701	6,830
好住集会所	5,148	4,381	三好丘緑集会所	6,808	5,434
中島集会所	5,602	5,212	三好丘旭集会所	7,896	7,518
ひばりヶ丘ふれあいセンター	9,265	8,276	三好丘桜集会所	7,498	6,589
山伏集会所	2,384	1,954	あおばふれあいセンター	8,056	7,732
平池集会所	1,924	1,493	計	76,468	68,299
上ヶ池集会所	2,147	1,934			

資料：子育て支援課

7 母子保健事業の状況

(1) 母子健康手帳の交付

妊産婦及び出産児の健康管理と成長記録用として、母子健康手帳を交付しています。交付件数の状況を見ると、平成19年度は816件と増加していますが、平成20年度には767件と減少しています。

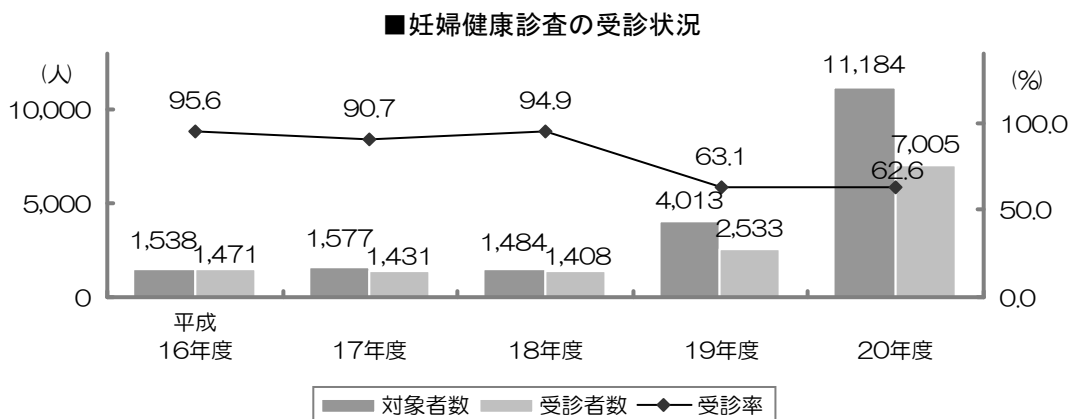


資料：保健センター

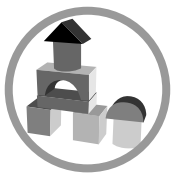
(2) 妊婦健康診査

妊娠中における疾病の早期発見と適切な治療や指導を計るため妊婦健康診査を行っています。

受診状況を見ると、国・県の指導により、国が示す標準的受診回数での受診とした平成19・20年度は対象者数・受診者数が大幅に増加していますが、受診率は逆に減少しています。



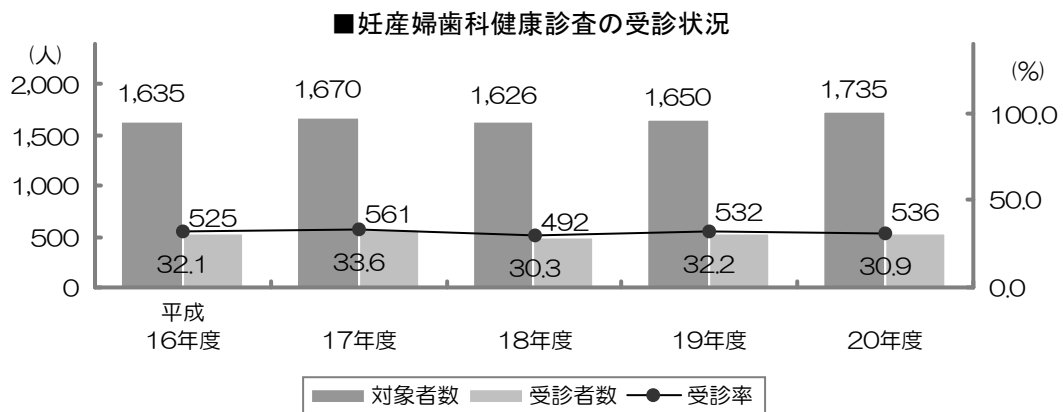
資料：保健センター



(3) 妊産婦歯科健康診査

妊産婦の健康管理の一貫として妊産婦の口腔内疾患の予防と早期発見及び治療のため歯科健康診査を実施しています。

受診状況をみると、対象者数は緩やかに増加していますが、受診者数・受診率ともに増減を繰り返しています。



(4) 乳幼児健康診査

乳児、3・4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に身体の発育、発達が順調であるかを確認するとともに、異常を早期発見し、心身の健全な育成を目的とする健康診査を行っています。

受診状況をみると、3・4か月健康診査、1歳6か月健康診査、3歳児健康診査の受診率はいずれも90%を超えており、乳児健康診査の受診率は60～80%台で推移しています。

■ 乳幼児健康診査の受診状況

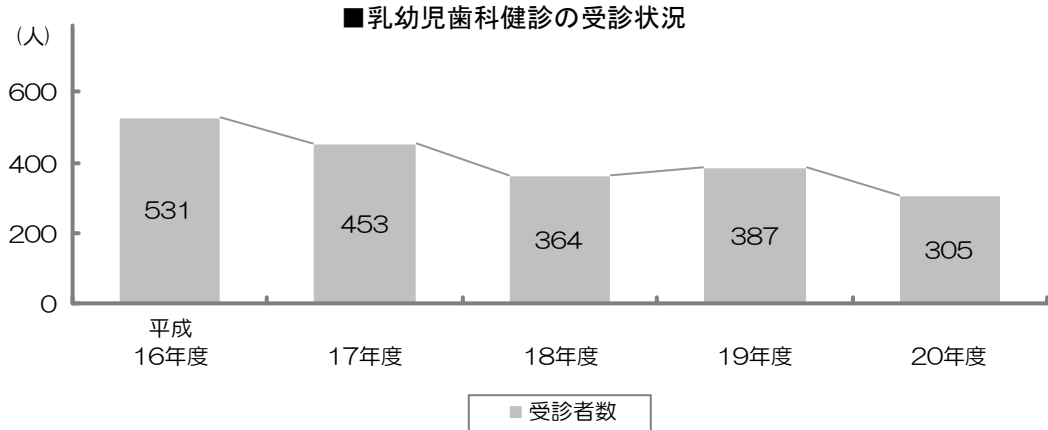
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乳児健康診査 (%)	82.7	72.9	75.2	68.2	77.5
3・4か月健康診査 (%)	95.3	96.1	93.9	96.7	99.6
1歳6か月健康診査 (%)	97.4	98.0	95.5	97.9	97.6
3歳児健康診査 (%)	96.4	97.6	95.8	96.2	97.3

資料：保健センター

(5) 乳幼児歯科健診

乳幼児の口腔内疾患の早期発見・早期治療を目的として、歯科健康診査を行っています。

受診状況を見ると、年々減少傾向にあり、平成20年度には305人となっています。

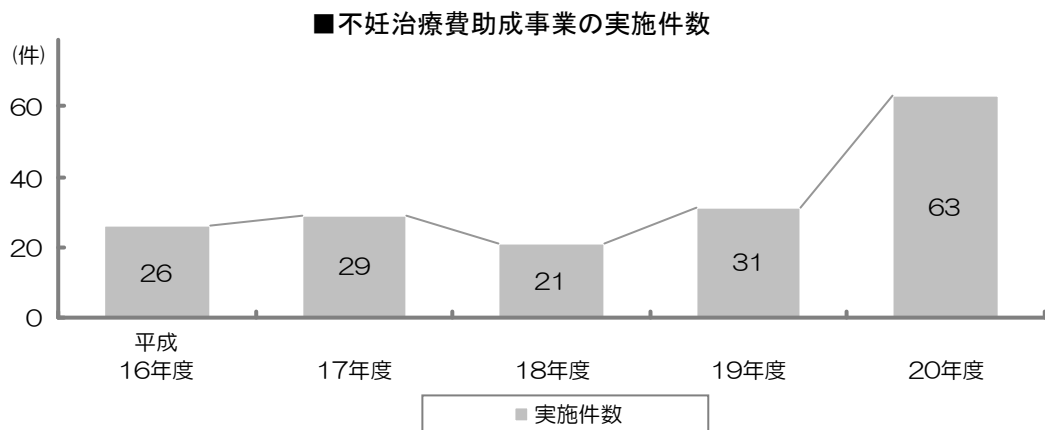


資料：保健センター

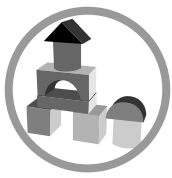
(6) 不妊治療費助成事業

不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成する事業を平成16年度から新規事業として実施しています。

実施状況を見ると、平成19年度までは概ね20件台の件数でしたが、平成21年度より単年度申請のみの申請方法となるため、平成20年度は制度変更前の申請が多く、継続申請23件、単年度申請40件の63件と、平成19年度実施件数の倍の件数となっています。



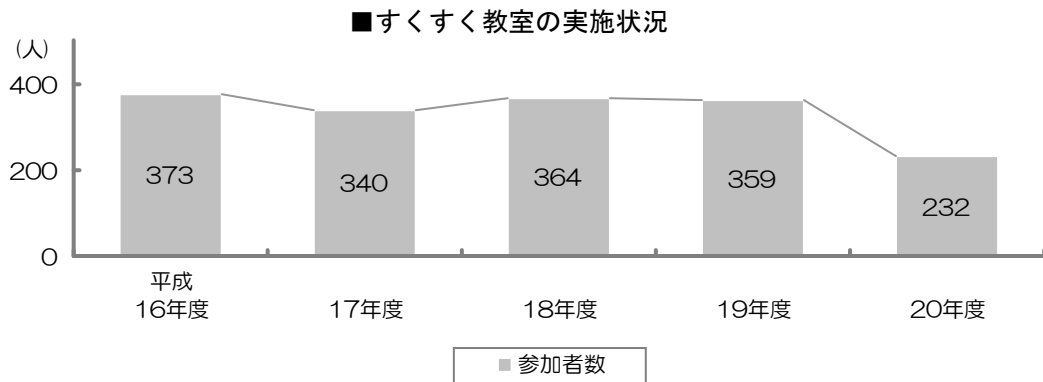
資料：保健センター



(7) すくすく教室

5・6か月児とその保護者を対象に、赤ちゃん体操や絵本の読み聞かせを通して親子のふれあいを高めるとともに、月齢にあわせた離乳食の体験をすることにより、家庭において実践できることを目的として、すくすく教室を開催しています。

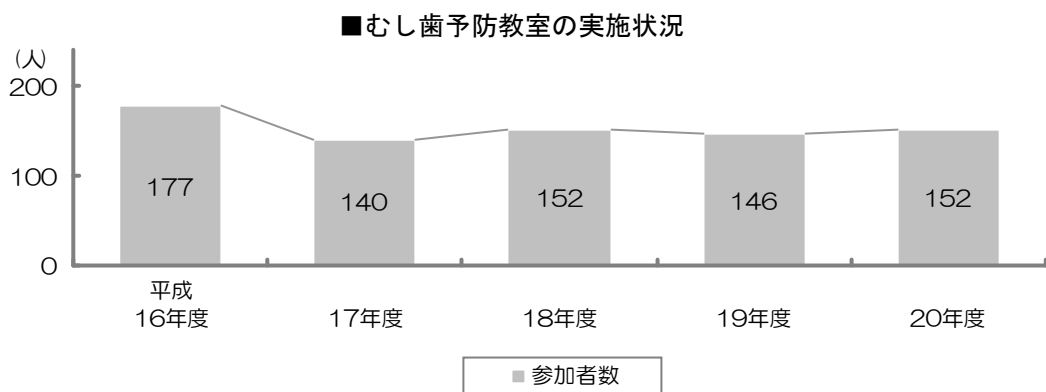
実施状況をみると、実施回数は年12回で、参加者数はやや減少傾向にあり、平成20年度には232人となっています。



(8) むし歯予防教室

1歳児とその保護者を対象に、生活習慣に関する講話や、ブラッシング指導を通して健全な生活習慣の確立及びむし歯予防を図ることを目的として、むし歯予防教室を開催しています。

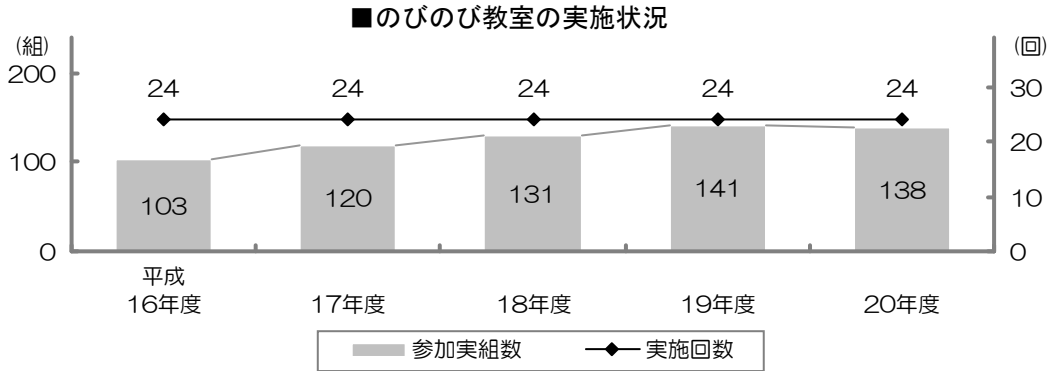
実施状況をみると、実施回数は年12回で、参加者数は平成17年度以降140～150人程となっています。



(9) のびのび教室

子どもの健やかな発達とよりよい成長を目指し、親子のふれあいを高めることを目的として、のびのび教室を開催しています。

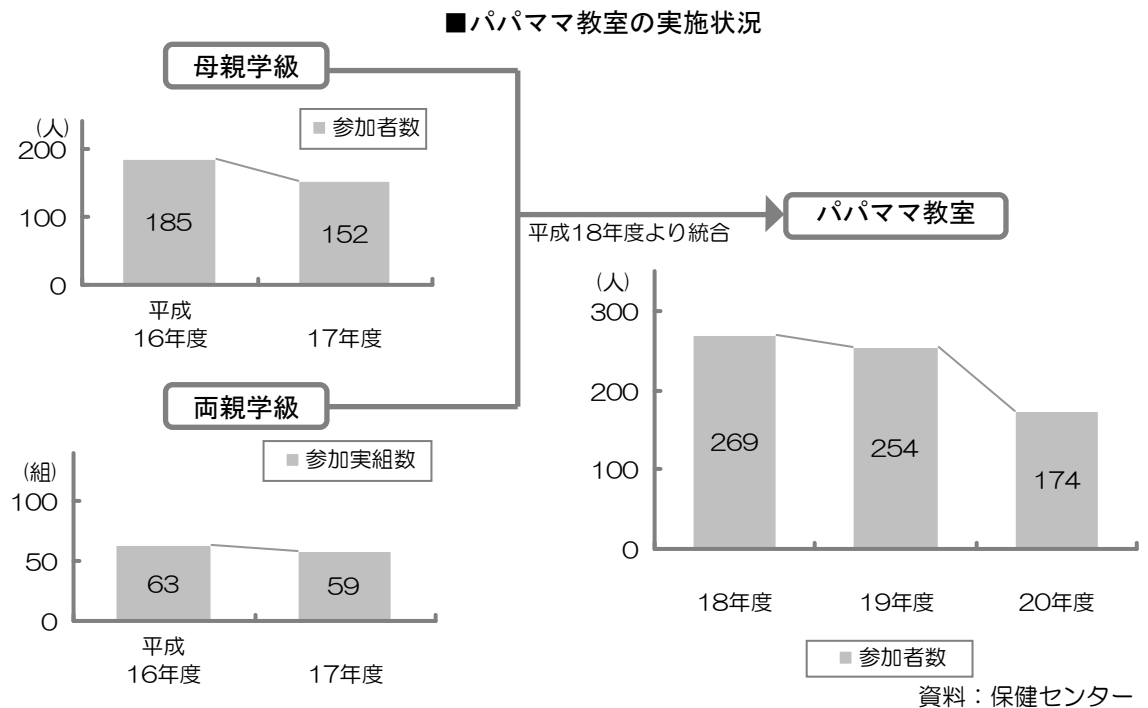
実施状況を見ると、実施回数は年24回で、参加実組数は増加傾向にあります。

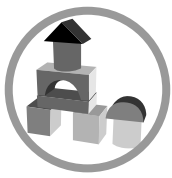


(10) パパママ教室の実施状況

初妊婦及び夫を対象に妊娠初期から妊娠・出産・育児についての知識の普及や啓発、情報交換を行い出産・育児の不安軽減を図ることを目的として、パパママ教室を開催しています。

実施状況を見ると、参加者数が年々減少傾向にあり、平成20年度には174人となっています。

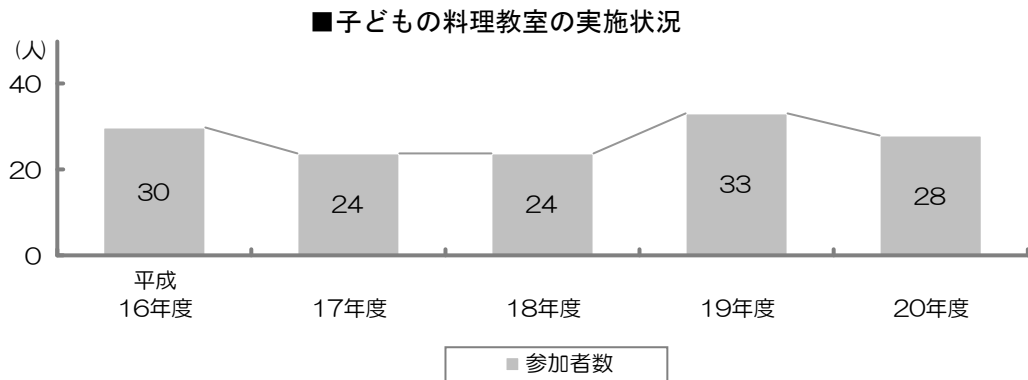




(11) 子どもの料理教室

小学4年生から6年生の児童を対象に、若い世代から食に興味を持ち、正しい食生活習慣を身につけ自分の歯の健康にも興味を持ち、良い生活習慣を身につけることを目的として子どもの料理教室を開催しています。

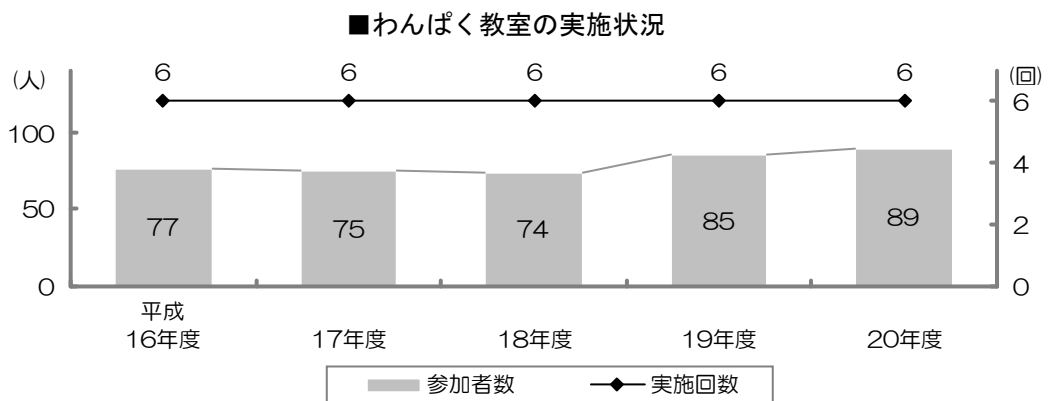
実施状況をみると、実施回数は年2回で、参加者数は増減を繰り返し、平成20年度には28人となっています。



(12) わんぱく教室

2歳児とその保護者を対象に正しい生活習慣を指導することにより、子どもの健全な発育を促し、3歳までに急増するう蝕の発生を抑制することを目的として、平成15年度より開催しています。

実施状況をみると、実施回数は年6回で、参加者数は年々増加傾向にあり、平成20年度には89人となっています。



8 地域子育て支援事業の状況

(1) 地域子育て支援センターの設置状況

本市では、市内5か所の子育て支援センターにおいて、乳幼児を持つ家庭を対象に子育て相談や、親同士が子育ての悩みや喜びを分かち合う場、子どもが安心して遊べる場を提供し子育てを応援しています。

■地域子育て支援センターの設置状況（平成21年4月現在）

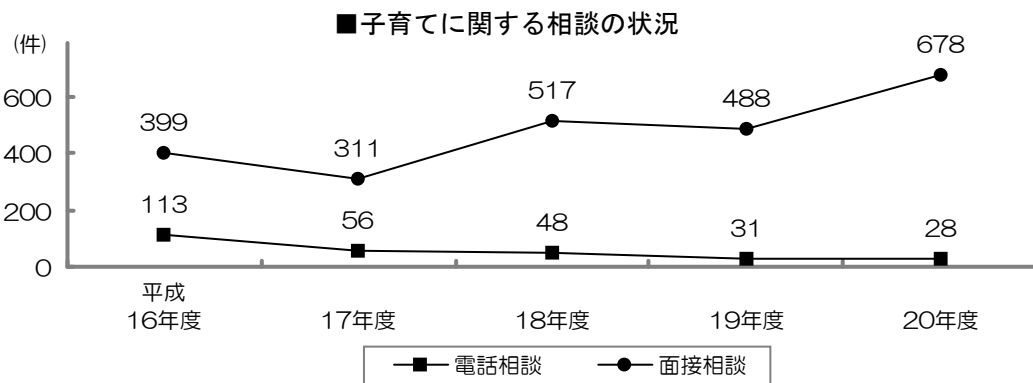
センター名	開設場所	開設時期
なかよし地区子育て支援センター	わかば保育園内	平成8年4月
きたよし地区子育て支援センター	筋生保育園内	平成11年6月
みなよし地区子育て支援センター	打越保育園内	平成11年6月
三好丘地区子育て支援センター	みどり保育園内	平成12年7月
黒笹地区子育て支援センター	黒笹保育園内	平成21年4月

資料：子育て支援課

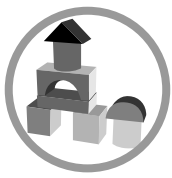
(2) 子育て相談

本市では、子育て支援センターにおいて電話や面談による子育て相談を行っています。

相談状況を見ると、電話相談は増加傾向にあり、平成20年度には678件となっている一方で、面接相談は年々減少傾向にあり、平成20年度には28件となっています。



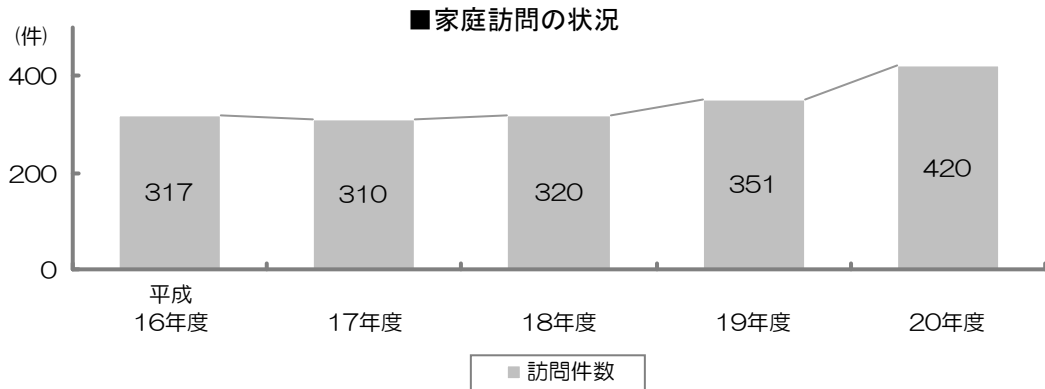
資料：子育て支援課



(3) 家庭訪問

はじめての赤ちゃんや出産・育児等の相談、イライラするなど育児に関する悩みのある人に対し、保健師が家庭を訪問し、相談等に応じています。

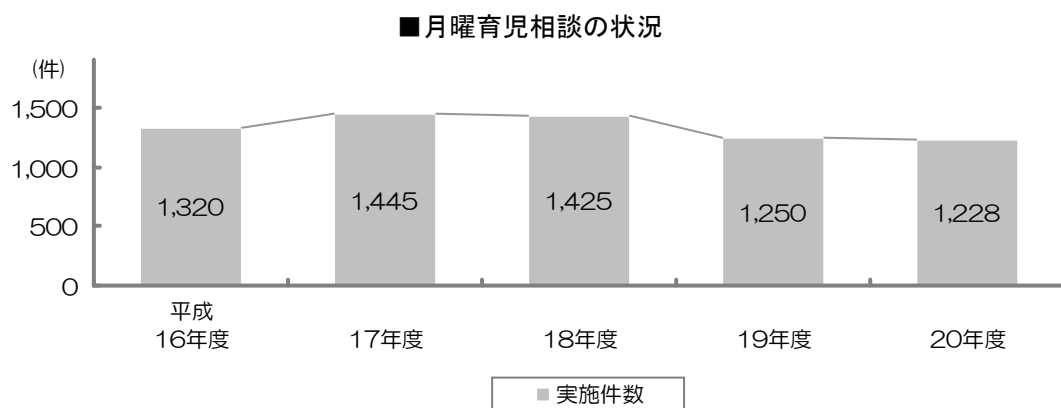
実施状況をみると、年々増加傾向にあり、平成20年度には420件となっています。



(4) 月曜育児相談

毎週月曜日の午前中に保健センターにおいて、妊娠・出産・育児に関する相談を行っています。

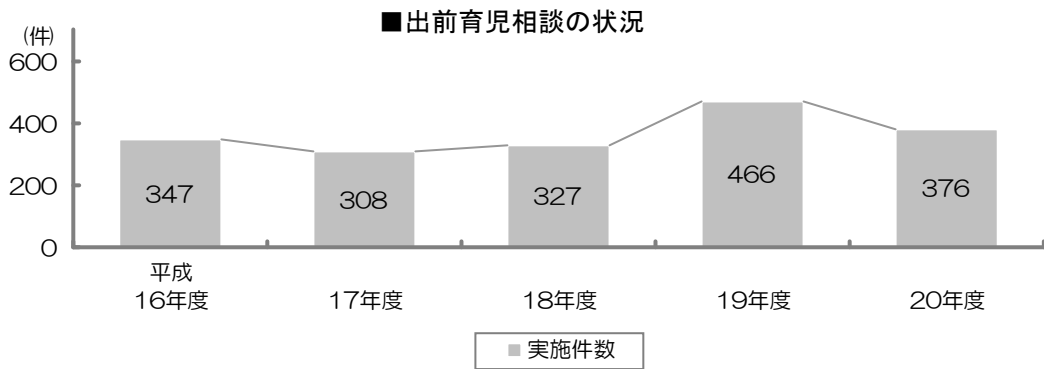
実施状況をみると、相談件数は平成17年度以降は減少傾向にあり、平成20年度には1,228件となっています。



(5) 出前育児相談

毎月1回三好丘交流センターにおいて乳幼児、未就学児とその保護者及び妊産婦を対象に発育、子育てに関する相談を行っています。

実施状況をみると、平成19年度には466件と増加しましたが、平成20年度には376件となっています。

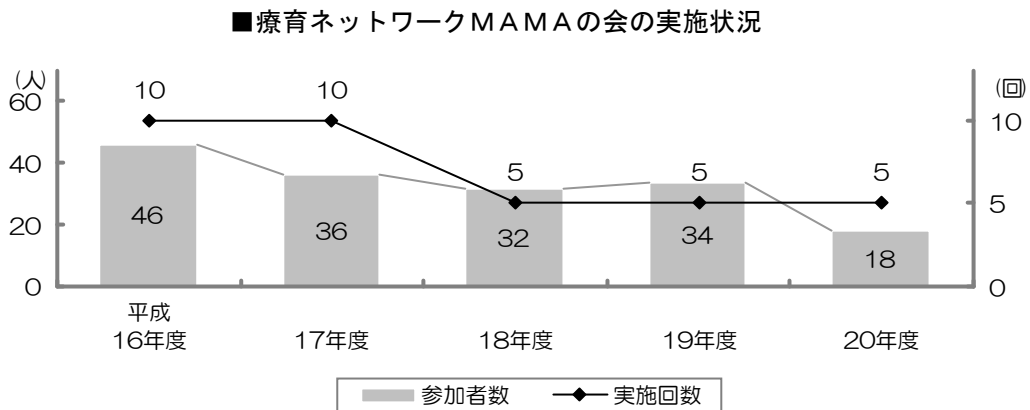


資料：保健センター

(6) 療育ネットワークMAMAの会

なかよし地区子育て支援センターにて、豊田加茂児童センターから専門のスタッフを招いて、年5回偶数月に子どもの発達や障がいについて、心配や不安のある方を対象に意見交換や情報交換をしながら、アドバイスを受ける会をしています。

実施状況をみると、参加者数は減少傾向にあり、平成20年度は年5回の開催、18人の参加となっています。



資料：子育て支援課

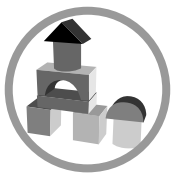
(7) その他の相談事業

みよし市役所や福祉センター相談室等において、子育てについての悩みや日常の悩みごと、困りごとについて相談を受け、指導、助言等を行っています。

■その他の相談事業の状況（平成21年4月現在）

事業名	提供施設	事業内容
子どもの相談	みよし市役所	毎月第3木曜日 相談員による児童相談
心配ごとの相談	福祉センター相談室	日常の悩みごと、困りごとについて相談を受ける

資料：子育て支援課

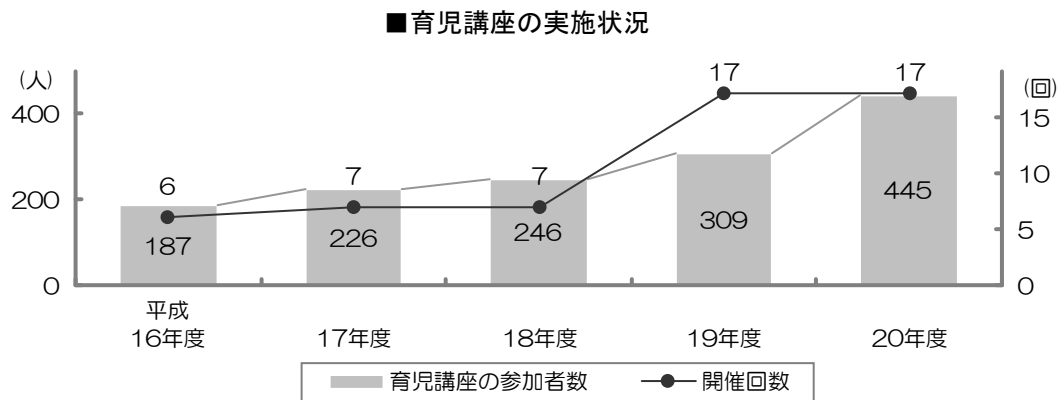


9 子育て講座等の状況

(1) 育児講座

乳幼児期の子育ての大切さについて、専門講師による講座の開催や、子育てを楽しむ「親子ふれあい遊び」をします。

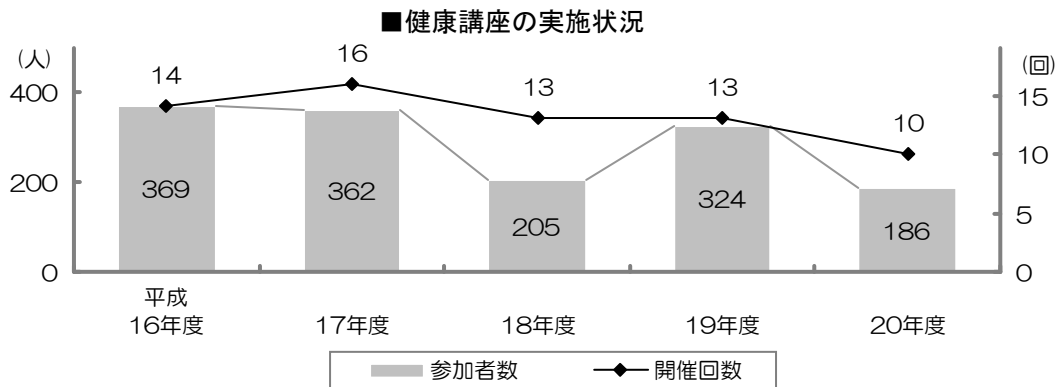
実施状況をみると、開催回数・参加者数ともに年々増加し、平成20年度は17回の開催で、445人の参加となっています。



(2) 健康講座

子どもの身体や発達、育児に関することについて、保健センターの保健師・栄養士・歯科衛生士による講座を開催しています。

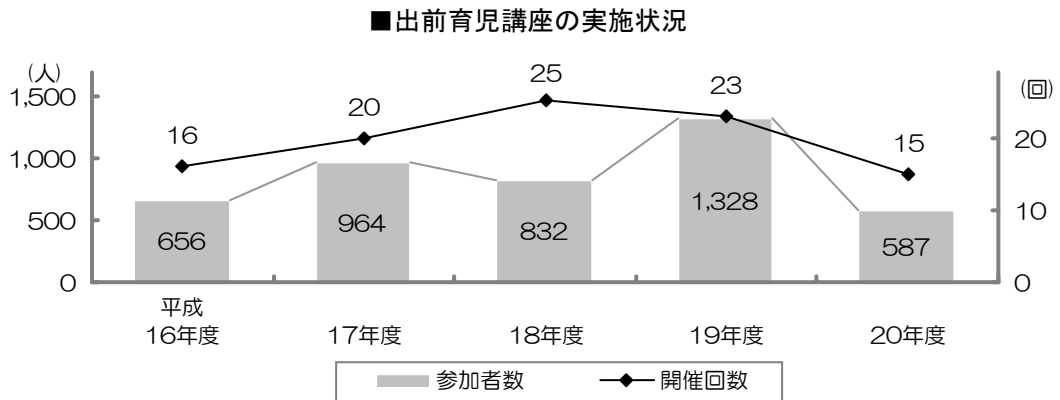
実施状況をみると、参加者数は増減を繰り返しており、平成20年度は10回の開催、186人の参加となっています。



(3) 出前育児講座

学校及び保育園や子育て支援センターに出張して子どもの身体の発達や、育児に関することについて講座や相談を開催しています。

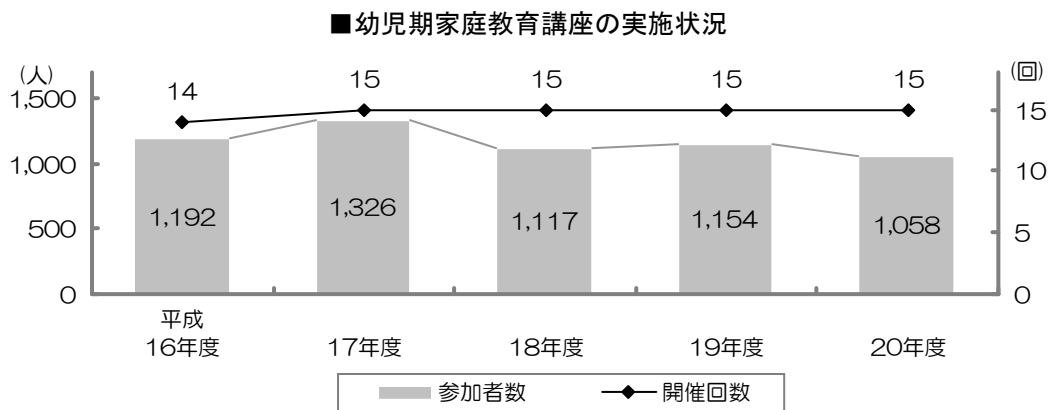
実施状況をみると、参加者数は増減を繰り返しており、平成20年度は年15回の開催、587人の参加となっています。

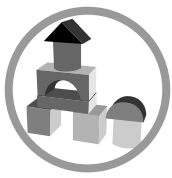


(4) 幼児期家庭教育講座

平成12年度より、就学前の幼児を持つ親を対象に、人間としての基礎を身につける大切な幼児期での家庭教育のあり方を多くの親に学習する機会を提供し、家庭教育力の向上を図るため講座（講演会）を開催しています。

実施状況をみると、平成17年度以降、参加者数が緩やかに減少しており、平成20年度は15回の開催、982人の参加となっています。



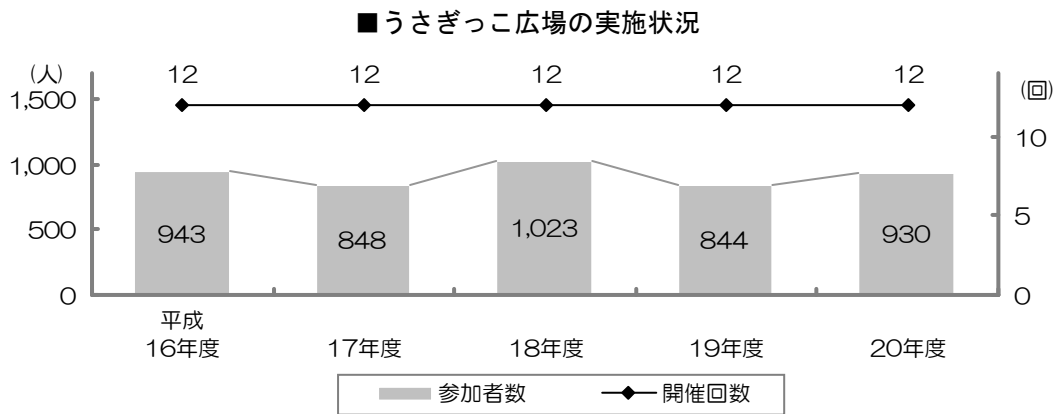


10 子育て交流会等の状況

(1) うさぎっこ広場（親子交流支援事業）

0～3歳児とその保護者を対象に、お子さんや保護者の友だちづくりや、育児に関する情報交換を目的として、うさぎっこ広場を開催しています。

実施状況をみると、参加者数は増減を繰り返しており、平成20年度は12回の開催、930人の参加となっています。

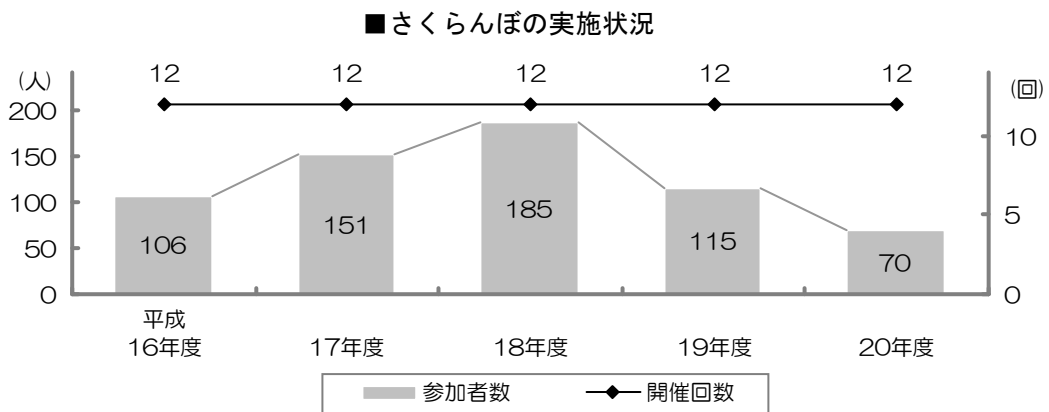


資料：保健センター

(2) さくらんぼ（多胎児交流支援事業）

平成14年度から双子を妊娠している人や、双子（未就園児）を持つ母親たちの情報交換を目的として、さくらんぼを開催しています。

実施状況をみると、平成20年度は12回の開催、70人の参加となっています。



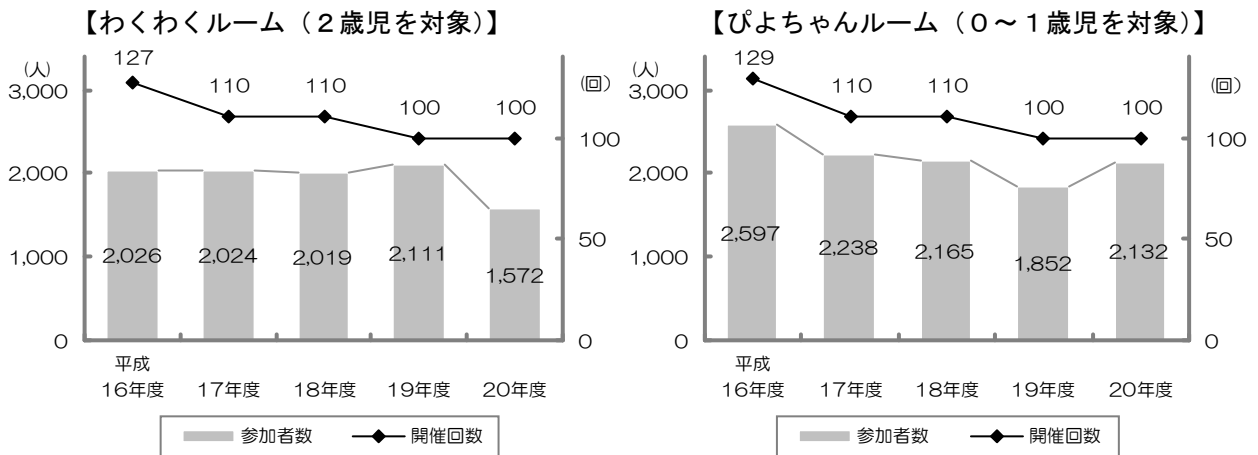
資料：保健センター

(3) 親子ふれあいルーム

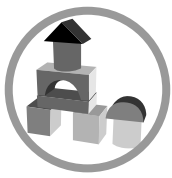
市内全保育園にて、未就園児とその保護者を対象に、親子で一緒に遊びながら、お子さんやお母さんの友だちづくりや、育児に関する情報交換を目的として、2歳児親子を対象としたわくわくルーム、1歳児親子を対象としたぴよちゃんルームを開催しています。

実施状況をみると、開催回数は平成19年度以降ともに100回となっています。2歳児親子を対象としたわくわくルームでは毎年2,000人程の参加者が平成20年度には大幅に減少していますが、1歳児親子を対象としたぴよちゃんルームでは平成19年度まで毎年減少していたものが、平成20年度には2,100人程に増加しています。双方をあわせた親子ふれあいルームの参加者数は、平成16年度は4,623人であり、平成20年度には3,704人の参加となり減少しています。

■親子ふれあいルームの実施状況



資料：子育て支援課



11 子どもの健全育成活動の状況

(1) 子育てサークル支援及び子育てサークルの状況

本市は子育てサークル立ち上げやサークル活動支援を行っており、平成21年6月には13サークルとなっています。平成20年度にはサークル支援関係者を対象としたサークル学習会（年5回）や、サークル代表者を含む会議を必要に応じて開催し、連携や交流を図っています。

■子育てサークル支援及び子育てサークルの状況（平成21年6月現在）

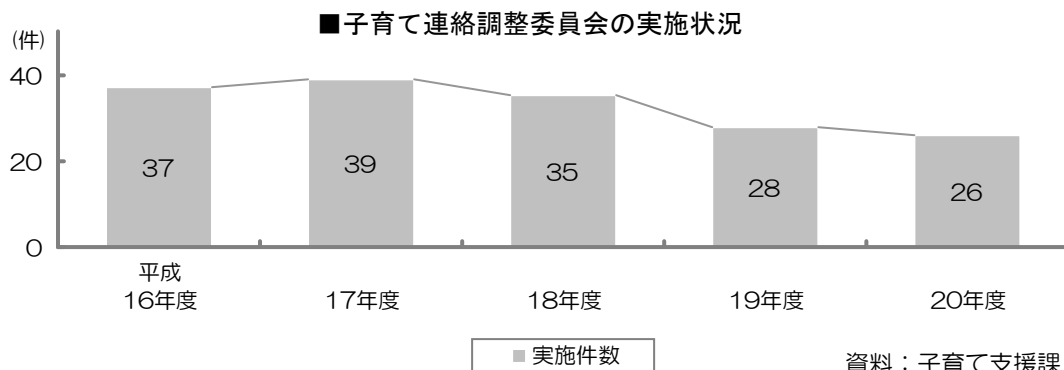
団体名	活動拠点	会員数	活動内容
ひよこ倶楽部	明知下児童館	19	身体計測・育児相談・講座及び情報交換と仲間づくり
プーさん	三好下児童館	15	身体計測・育児相談・講座及び情報交換と仲間づくり
サークルキティ	福田ふれあいセンター	24	親子の遊びを中心
プチラビット	三好丘地区子育て支援センター	20	親子の遊びを中心
アンパンマン	打越保育園	10	親子の遊びを中心
ペコちゃん	三好丘地区子育て支援センター	8	親子の遊びを中心
ピーターパン	中島集会所	6	親子の遊びを中心
プチトトロ	三好丘地区子育て支援センター	10	親子の遊びを中心
わいわいキッズ	わかば保育園	15	親子の遊びを中心
プチ☆ベアーズ	サンヴィッツ宝栄・すみれ保育園	14	親子の遊びを中心
さくらんぼ	三好丘子育て支援センター	5	親子の遊びを中心
ピーカブー (peek-a-Boo!)	福谷住宅集会所	6	親子の遊びを中心
おさんぼ	三好丘緑地	6	親子の遊びを中心

資料：子育て支援課

(2) 子育て連絡調整委員会

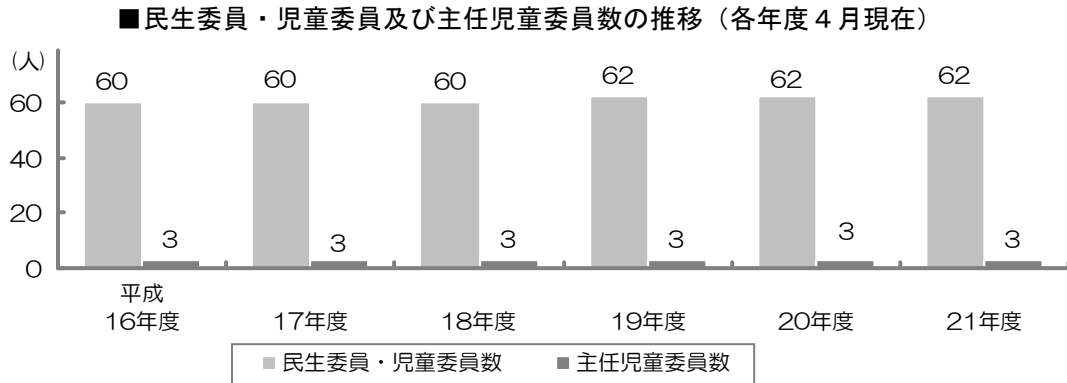
市内で子どもの健全育成に関わる関係機関との連携を図り、地域のネットワークづくりの充実を図るため、研修や話し合いをしています。

実施状況をみると、開催回数は年2回、30人程度の参加となっています。



(3) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況

平成21年度の民生委員・児童委員は62人、主任児童委員は3人で、地域の福祉増進のための積極的な活動を推進しています。



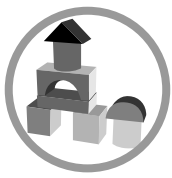
(4) 子育てボランティアの状況

本市には保育サポーター養成講座や子育てネットワーク養成講座、子育てボランティア養成講座受講者により結成された住民参画の子育て支援グループがあります。託児や親子つどいの場で支援等の活動をしています。

■ 子育てボランティアの状況（平成21年4月現在）

団体名	人数（人）	活動内容
木馬	16	保育園の送迎、講座の託児等
あおむしくん	33	託児（悠学カレッジの講座、健診）
子育てネットみよし	15	子育て交流会、うさぎっこ広場等の支援

資料：子育て支援課、みよし市ボランティアセンター

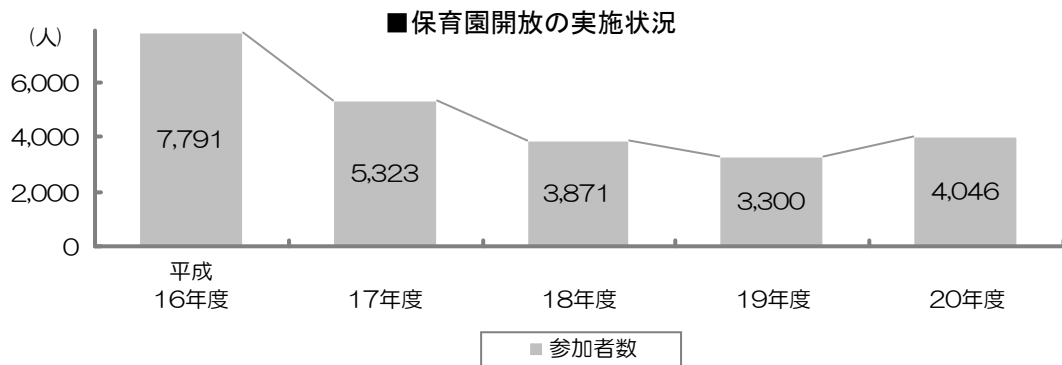


12 その他の支援事業

(1) 保育園開放

市内全保育園の園庭と空き保育室を開放し、就園前の子どもと保護者が、自由に遊ぶ場を提供しています。

実施状況をみると、平成19年度まで減少傾向にあったものの、平成20年度には増加し、4,046人の参加となっています。



(2) 子育て情報誌の発行

子どもの発達に関すること、子育ての方法や遊びの紹介、また親子が集う広場などをまとめた子育てに関する情報誌を発行しています。

■ 子育て情報誌の発行の状況（平成21年度）

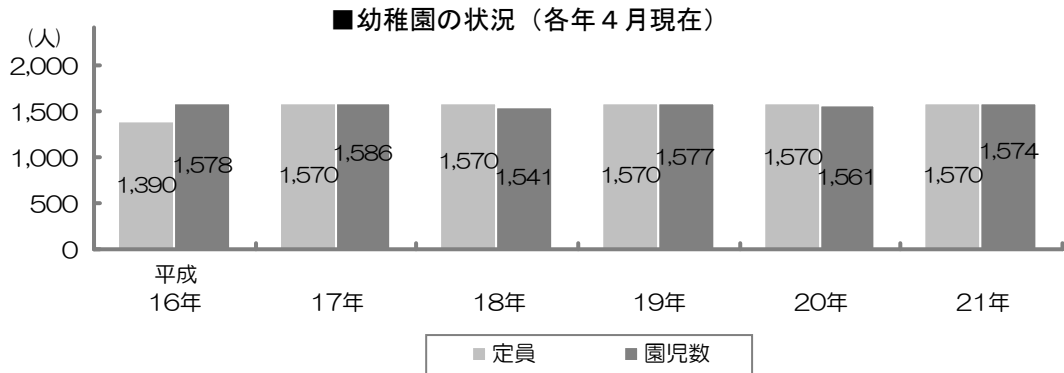
情報誌名	発行時期	部数	設置場所
子育て情報誌「すこやか」	年4回（5月、7月、10月、2月）発行	1,300	保育園、子育て支援センター、保健センター等（親子ふれあいルーム参加者に配布）
わくわくガイドマップ	年1回（4月）発行	5,000	保健センター、児童館、集会所、図書館等（親子ふれあいルーム参加者に配布）

資料：子育て支援課、保健センター、学校教育課

13 教育機関の現状

(1) 幼稚園の状況

本市には平成21年4月現在、6か所の幼稚園があります。園児数は増減を繰り返しており、平成21年には1,574人となっています。



資料：子育て支援課

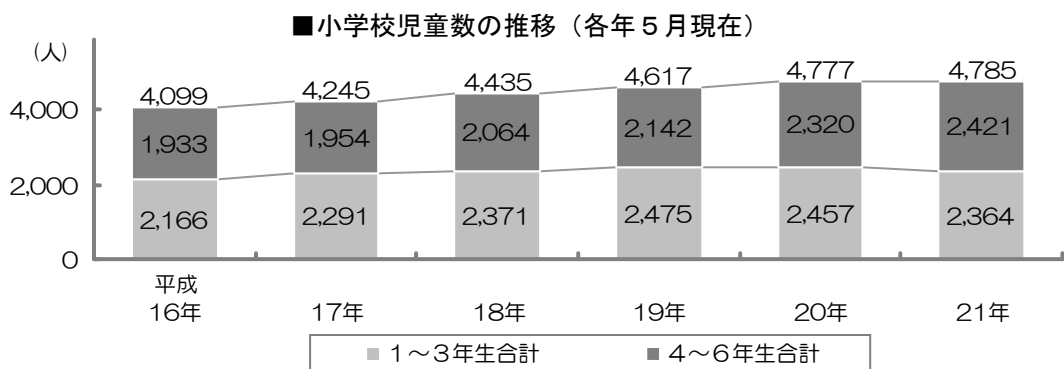
■ 幼稚園児数（平成21年4月現在）

幼稚園名	園児数（人）	定員（人）
三好桃山幼稚園	459	405
三好文化幼稚園	333	310
東山幼稚園	128	210
ベル三好幼稚園	257	285
三好丘聖マーガレット幼稚園	212	180
まこと第二幼稚園	172	180
計	1,561	1,570

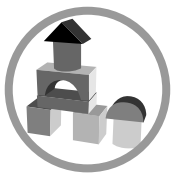
資料：子育て支援課

（2）小学校の状況

本市には平成21年5月現在、8つの小学校があります。総児童数は年々増加傾向にあり、緑丘小学校では総児童数が956人と、市内で最も多い児童数となっています。



資料：学校基本調査



■児童数（平成21年5月現在）

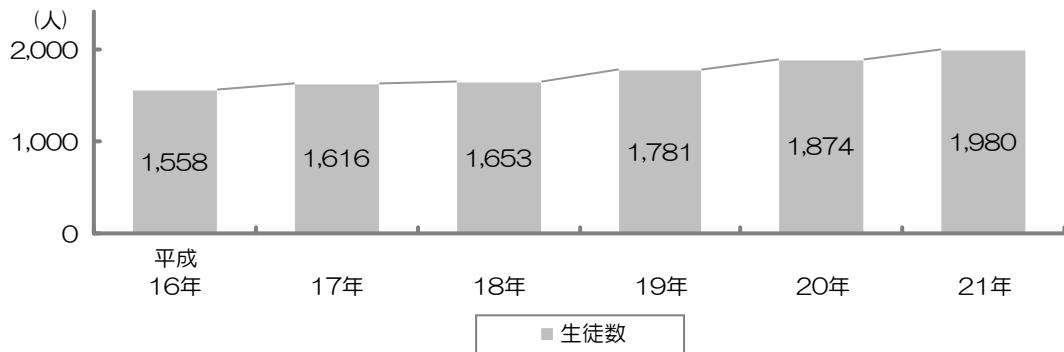
小学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
中部小	62	64	80	79	58	51	6	400
北部小	83	69	74	80	65	55	8	434
南部小	73	88	67	85	83	80	2	478
天王小	92	90	93	89	101	103	9	577
三吉小	55	64	69	61	62	61	10	382
三好丘小	129	139	142	152	133	148	10	853
緑丘小	131	153	163	152	189	160	8	956
黒笹小	111	123	129	122	124	92	4	705
計	736	790	817	820	815	750	57	4,785

資料：学校基本調査

（3）中学校の状況

本市には平成21年5月現在、4つの中学校があります。生徒数は年々増加傾向にあり、平成21年では1,980人となっています。

■中学校生徒数の推移（各年5月現在）



資料：学校基本調査

■生徒数（平成21年5月現在）

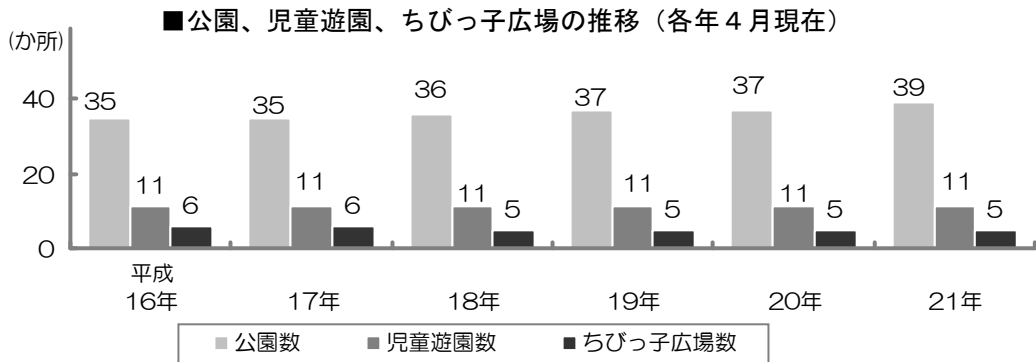
中学校名	1年	2年	3年	特別支援	合計
三好中	155	135	156	9	455
北中	225	182	186	9	602
南中	107	100	108	4	319
三好丘中	198	211	192	3	604
計	685	628	642	25	1,980

資料：学校基本調査

14 公園等の現状

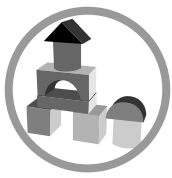
(1) 公園、児童遊園、ちびっ子広場の推移

本市の平成21年4月の公園数は39か所、児童遊園数は11か所、ちびっ子広場数は5か所となっています。



資料：三好の統計、子育て支援課





15 アンケート調査概要とまとめ

新たな子育て支援の施策動向を踏まえ、それらに対応し、かつ市独自の支援策を盛り込んだ計画内容の見直しが必要となっています。

計画の策定に必要な情報を得るため、住民ニーズの動向分析等を行い、市の現状と今後の次世代育成支援における課題等を整理することを目的としたアンケート調査を実施しました。

(1) 調査票の種類と対象者等

平成20年11月15日～11月28日にかけて、郵送による調査を実施しました。

①ニーズ調査票（就学前児童用）	
調査対象者	就学前児童を持つ保護者
調査件数	配布2,000件／回収1,189件／回収率59.5%
調査内容	保育機能、子育て支援サービス、家庭での子育て、地域の子育て環境、情報提供、行政サービスへの期待等に関する設問
②ニーズ調査票（小学校児童用）	
調査対象者	小学校児童を持つ保護者
調査件数	配布1,500件／回収873件／回収率58.2%
調査内容	放課後や休日の子どもの過ごし方、子育て支援サービス、家庭での子育て、地域の子育て環境、情報提供、行政サービスへの期待等に関する設問
③ニーズ調査票（12～18歳用）	
調査対象者	12～18歳の中・高生年代の児童
調査件数	配布1,000件／回収468件／回収率46.8%
調査内容	日常生活、仕事・結婚・子育て、家庭等に関する設問
④ニーズ調査票（一般市民用）	
調査対象者	19歳、20歳代、30歳代の成人
調査件数	配布1,500件／回収536件／回収率35.7%
調査内容	結婚観、地域の中での子育て、子育てと就労に関する設問

(2) アンケート調査結果のまとめ

① 子育て家庭を取り巻く環境について

祖父母等の身近な人の助けを得ながら、「主に母親」が中心となって子育てをしている家庭が多くなっています。また、子どもの成長とともに「専業主婦」から「共働き」家庭に移行が進み、女性の就業する意向が高くなっています。

② 保育サービス等の現状と今後のニーズ量について

約5割が「幼稚園」、4割以上が「認可保育所（公立保育園）」を利用しています。

「認可保育所」「幼稚園」「事業所内保育所」それぞれの潜在希望が多く、延長保育の時間帯の希望も多くなっています。また、認可保育所における休日保育事業では、土曜日の潜在希望が多くなっています。

③ 子育てと仕事の両立に必要な環境について

就学前・小学校児童ともに、子育てに負担を感じていることや、子育てに関する悩みについては、平成15年度と同様でした。また、子育てと仕事を両立させる上では、自分や子どもが急な病気になった時に対応できる制度がないことが大変であり、休暇がとれる制度を必要としています。

④ 子育てに関する意識等の経年変化について

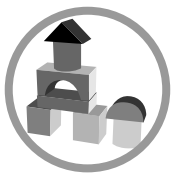
母親は出産前後に4割以上が離職し、そのうち就労を継続できる環境があった場合でも、約5割が離職しています。また、育児休業制度の利用者は、父親・母親あわせて1割強でした。

⑤ その他について

「母親学級、両親学級、育児学級」については、知っている人、利用したことがある人が多く、今後の利用希望では「児童館」「家庭教育に関する学級・講座」が多くなっています。

小学校児童は平日の放課後に約6割以上が「学習塾や習い事に行く」と回答しており、学校の後に学びごとをしている子どもが多くなります。

子どもとの外出の際、暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配している人が多くなります。



⑥ 中高生に関する結果について

最近の悩みは「勉強のこと」「将来や進路のこと」で、「学校の友達」や「母親」に相談している人が多く、普段は約6割が母親に「学校や塾、習い事のできごと」を話していることから、母親に頼る人が多くいるようです。

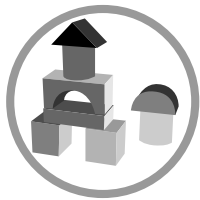
家庭での子育ての分担については、約4割が父親の参加を望んでいます。

⑦ 一般市民に関する結果について

結婚する意向のある方で結婚したい年齢では「25～29歳」や「30～34歳」が多く、また、5割以上が「結婚するかしないかは、個人の自由である」と考えています。

産前・産後の休暇制度や育児休暇・育児休業制度が職場にあるという人が多く、また、職場に設置されている保育所（園）・託児所については、あるが利用しづらい人という人が約7割います。





第3章

前期計画の施策の進捗状況評価



第3章 前期計画の施策の進捗状況評価

1 施策の進捗状況評価の方法とその状況

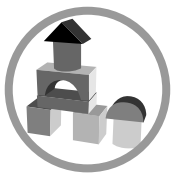
前期計画の中間評価にあたっては、前期計画に盛り込まれている施策ごとの事業の進捗状況の評価しました。

評価手法としては、事業を主体的に実施する担当課が目標の達成度の状況を「事業評価シート」を用いて検証し、担当課の視点から評価を行いました。（資料編に記載）

評価ランクは、「A=完了」「B=着手・推進」「C=一部着手」「D=未着手」「新=新規事業」の5分類としました。

施策名	事業数 (再掲)	評価ランク				
		A	B	C	D	新
I-1 親子の健康の確保	20	20	—	—	—	—
I-2 思春期保健対策の充実	6	5	1	—	—	—
II-1 保育サービスの充実	12	11	1	—	—	—
II-2 子育て支援サービスの充実	15(2)	15	—	—	—	—
II-3 仕事と子育ての両立支援の充実	1	1	—	—	—	—
III-1 次代の担い手としての育成	2	2	—	—	—	—
III-2 学校・家庭・地域の教育力の向上	15	11	4	—	—	—
III-3 人や自然、郷土を愛する心の醸成	6(1)	6	—	—	—	—
IV-1 安全で安心なまちづくりの推進	3	3	—	—	—	—
IV-2 子ども等の安全の確保	12(2)	6	5	—	—	1
IV-3 安心な子どもの遊び場の充実	2	2	—	—	—	—
V-1 支援を必要とする子どもへの施策の充実	10(2)	9	—	—	—	1
V-2 児童虐待防止対策の充実	4(2)	3	—	—	—	1
事業合計	108	94	11	—	—	3

事業全体でみると、108事業のうち94事業（87.0%）が「A」評価で事業が完了しており、13の施策のうち9施策ですべての事業（新規事業含む）が「A」評価となっています。また、新規事業は3事業となっています。



2 基本目標別の中間評価

(1) 親子の健康の確保

基本目標Ⅰ－１の「親子の健康の確保」は、20事業すべてがA評価となっています。

施策名	事業数 (再掲)	評価ランク				
		A	B	C	D	新
①母子の健康の確保	9	9	—	—	—	—
②主体的な健康づくりの整備	6	6	—	—	—	—
③相談窓口の整備	5	5	—	—	—	—
計	20	20	—	—	—	—

(2) 思春期保健対策の充実

基本目標Ⅰ－２の「思春期保健対策の充実」は、6事業のうちA評価が5事業、B評価が1事業となっています。

施策名	事業数 (再掲)	評価ランク				
		A	B	C	D	新
①食育の推進	2	2	—	—	—	—
②健康教育の充実	2	2	—	—	—	—
③子どもが抱える悩みの相談体制の充実	2	1	1	—	—	—
計	6	5	1	—	—	—

(3) 保育サービスの充実

基本目標Ⅱ－１の「保育サービスの充実」は、12事業のうちA評価が11事業、B評価が1事業となっています。

施策名	事業数 (再掲)	評価ランク				
		A	B	C	D	新
①保育園整備事業の充実	2	2	—	—	—	—
②保育サービスの充実	10	9	1	—	—	—
計	12	11	1	—	—	—

(4) 子育て支援サービスの充実

基本目標Ⅱ－2の「子育て支援サービスの充実」は、15事業すべてがA評価となっています。

施策名	事業数 (再掲)	評価ランク				
		A	B	C	D	新
①地域における子育て支援の充実	6	6	—	—	—	—
②すべての家庭への子育て支援の充実	5(2)	5	—	—	—	—
③子育て支援ネットワークの強化	3	3	—	—	—	—
④子育て支援に関する情報提供の充実	1	1	—	—	—	—
計	15(2)	15	—	—	—	—

(5) 仕事と子育ての両立支援の充実

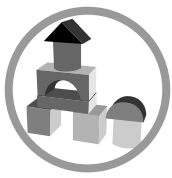
基本目標Ⅱ－3の「仕事と子育ての両立支援の充実」は、1事業でA評価となっています。

施策名	事業数 (再掲)	評価ランク				
		A	B	C	D	新
①働きやすい職場環境の整備	1	1	—	—	—	—
計	1	1	—	—	—	—

(6) 次代の担い手としての育成

基本目標Ⅲ－1の「次代の担い手としての育成」は、2事業すべてがA評価となっています。

施策名	事業数 (再掲)	評価ランク				
		A	B	C	D	新
①男女共同参画からみる次代の担い手の育成	1	1	—	—	—	—
②次代の親としての育成	1	1	—	—	—	—
計	2	2	—	—	—	—



(7) 学校・家庭・地域の教育力の向上

基本目標Ⅲ－２の「学校・家庭・地域の教育力の向上」は、15事業のうちA評価が11事業、B評価が4事業となっています。

施策名	事業数 (再掲)	評価ランク				
		A	B	C	D	新
①学校における教育環境の充実	2	2	－	－	－	－
②教職員の指導力の向上	2	2	－	－	－	－
③家庭や地域の教育力の向上	11	7	4	－	－	－
計	15	11	4	－	－	－

(8) 人や自然、郷土を愛する心の醸成

基本目標Ⅲ－３の「人や自然、郷土を愛する心の醸成」は、6事業すべてがA評価となっています。

施策名	事業数 (再掲)	評価ランク				
		A	B	C	D	新
①人や自然を愛する心の醸成	3(1)	3	－	－	－	－
②伝統文化の継承	3	3	－	－	－	－
計	6(1)	6	－	－	－	－

(9) 安全で安心なまちづくりの推進

基本目標Ⅳ－１の「安全で安心なまちづくりの推進」は、3事業すべてがA評価となっています。

施策名	事業数 (再掲)	評価ランク				
		A	B	C	D	新
①バリアフリーの推進	1	1	－	－	－	－
②安全な道路交通環境の整備	2	2	－	－	－	－
計	3	3	－	－	－	－

(10) 子ども等の安全の確保

基本目標Ⅳ－２の「子ども等の安全の確保」は、12事業のうちA評価が6事業、B評価が5事業、新規事業が1事業となっています。

新規事業としては、施策名“③安全・安心なまちづくりの推進”において、「(仮)安心ステーション推進事業」が平成21年度より開始され、住民の安全安心な生活を確保し、交通事故と防犯の抑止を図っています。

施策名	事業数 (再掲)	評価ランク				
		A	B	C	D	新
①子どもの交通安全対策の充実	3	1	2	—	—	—
②子どもを犯罪から守るための活動の推進	5(1)	4	1	—	—	—
③安全・安心なまちづくりの推進	4(1)	1	2	—	—	1
計	12(2)	6	5	—	—	1

(11) 安心な子どもの遊び場の充実

基本目標Ⅳ－３の「安心な子どもの遊び場の充実」は、2事業すべてがA評価となっています。

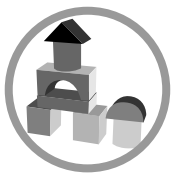
施策名	事業数 (再掲)	評価ランク				
		A	B	C	D	新
①子どもの安全な遊び場の充実	2	2	—	—	—	—
計	2	2	—	—	—	—

(12) 支援を必要とする子どもへの施策の充実

基本目標Ⅴ－１の「支援を必要とする子どもへの施策の充実」は、10事業のうちA評価が9事業、新規事業が1事業となっています。

新規事業としては、施策名“②ひとり親家庭の自立支援の充実”において、「母子相談事業」が平成21年度より開始され、福祉に欠ける児童と配偶者のいないその母親に対し相談、母子生活支援施設、助産施設の提供を行っています。

施策名	事業数 (再掲)	評価ランク				
		A	B	C	D	新
①いじめ・不登校等への対策の充実	2	2	—	—	—	—
②ひとり親家庭の自立支援の充実	2	1	—	—	—	1
③障害児施策の充実	6(2)	6	—	—	—	—
計	10(2)	9	—	—	—	1



(13) 児童虐待防止策の充実

基本目標V-2の「児童虐待防止策の充実」は、4事業のうちA評価が3事業、新規事業が1事業となっています。

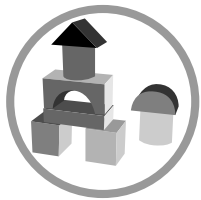
新規事業としては、施策名“①虐待の未然防止”において、「こんにちは赤ちゃん訪問」が平成21年度より開始され、家庭訪問指導事業の対象者、低体重出生児をのぞく生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問し、育児の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供し、育児の孤立化の防止を図っています。

施策名	事業数 (再掲)	評価ランク				
		A	B	C	D	新
①虐待の未然防止	3(1)	2	—	—	—	1
②地域における虐待防止ネットワークの構築	1(1)	1	—	—	—	—
計	4(2)	3	—	—	—	1



3 特定事業の定量的目標数値

事業名		計画策定時 (H16年度末)		H17年 度末 実績値	H18年 度末 実績値	H19年 度末 実績値	H20年 度末 実績値	H21年 度 目標値
		利用人 員等	定員 数等					
通常保育事業 (8時～17時)	0-2歳児	115人	145人	165人	175人	175人	175人	215人
		(9か所)	(6か所)	(7か所)	(8か所)	(7か所)	(7か所)	(9か所)
	3-5歳児	1,070人	1,215人	1,195人	1,185人	1,185人	1,185人	1,285人
		(9か所)	(9か所)	(9か所)	(9か所)	(9か所)	(9か所)	(10か所)
計	1,185人	1,360人	1,360人	1,360人	1,360人	1,360人	1,500人	
	(9か所)	(9か所)	(9か所)	(9か所)	(9か所)	(9か所)	(10か所)	
延長保育事業 (17時以降保 育を利用)	～18:00	298人	300人	300人	350人	300人	300人	496人
	～19:00	15人	20人	40人	40人	40人	40人	60人
	～20:00	6人	20人	20人	20人	20人	20人	20人
	～21:00	4人	20人	20人	20人	20人	20人	20人
	～22:00	4人	20人	20人	20人	20人	20人	20人
	計	327人	380人	400人	450人	400人	400人	616人
夜間保育事業 (延長保育と併用)		—	—	0人	0人	0人	0人	需要に 応じて 対応
トワイライトステイ (延長保育と併用)		—	—	0人	0人	0人	0人	需要に 応じて 対応
休日保育事業		2人	20人	20人	20人	20人	20人	20人
		(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
放課後児童健全育成事業		227人	271人	285人	356人	369人	400人	300人
		市立6か所	市立6か所	市立6か所	市立7か所	市立8か所	市立9か所	市立7か所
		民間3か所	民間3か所	民間3か所	民間3か所	民間3か所	民間3か所	民間3か所
病児・病後児保育事業 (派遣型)		—	—	0人	0人	0人	0人	需要に 応じて 対応
病児・病後児保育事業 (施設型)		—	—	0人	0人	0人	0人	需要に 応じて 対応
一時保育事業		10人	30人	30人	30人	30人	30人	43人
		(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(5か所)
ショートステイ		—	—	0人	0人	0人	0人	需要に 応じて 対応
特定保育事業		—	—	0人	0人	0人	0人	一時保 育で 対応
ファミリーサポートセン ター事業		—	—	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域子育てセンター事業		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	5か所	5か所
つどいの広場事業		—	—	0か所	0か所	0か所	0か所	需要に 応じて 対応



第4章

計画の方向性



第4章 計画の方向性

1 計画の基本理念

親をはじめとする保護者は、子どもに対して第一の責任を持っています。しかしながら家庭だけの子育ては、親の負担やストレスにつながり、ひいては子どもの健全育成に支障をきたすことが懸念されます。そうならないように、まわりが子育ての意義について理解し、側面から支えていく必要があります。

このような環境づくりを進めるためには、家庭だけではなく、地域、行政、企業、団体等のさまざまな主体やあらゆる世代が一体となって、子どもと子育て家庭への支援をしていくことが必要です。

子育ては、本来、誕生した生命をみんなで慈しみ育てていくことであり、何にも代えられないすばらしいことです。そして、子どもを持つ親が、子育てに喜びを感じ、安心して子どもを育てる環境を整備することが、次代を担う子どもの健やかな成長につながっていきます。

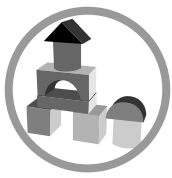
本市は、「みよし市児童育成計画～子どもいきいき夢プラン～」を進めることで、親と地域社会が楽しさや喜びを感じながら子育てをし、すべての子どもたちが健やかに成長することを目指します。

以上のような考え方から、後期計画では前期計画を踏襲した考えのもと、目指す将来像を継承していきます。

本 計 画 の め ざ す 将 来 像

親と地域が心豊かに子育てし、すべての
子どもたちが健やかに成長するまち





2 計画目標

後期計画の計画目標は、前期計画と同様に基本理念に基づき、「親と地域が心豊かに子育てし、すべての子どもたちが健やかに成長するまち」の実現に向けて、策定指針で規定されている行動計画の内容に関する事項、子育て支援施策を取り巻く環境変化などを考慮した上で目標を定めることとします。

(1) 親子が心身ともに健やかに暮らせるまちづくり

すべての子どもが健やかに生まれ育つために、妊娠期から親の安定した心身の確保に努め、安全な妊娠・出産の確保と産前産後の悩みの相談窓口、子どもの疾病予防を目的とした健康診査や予防接種、健康相談や保健指導の充実を図り、保健・医療・福祉が連携した継続的な育児支援を充実します。

また、子どもが健全に育成されるための生活習慣の重要性を啓発していきます。

(2) みんなが子育てしやすいまちづくり

心身のゆとりある子育ては、子どもの健やかな成長へとつながります。すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、まわりが協働して子育て家庭を支えることが大切です。さまざまな地域資源を生かしながら、保育サービスや子育て支援サービスの充実にも努め、子育てに関する悩みやストレスの軽減を図ります。

また、子育て中の女性の社会進出が目立つ現状を踏まえ、子育てと仕事の両立の支援を目指します。

(3) 子どもの豊かな心を育むまちづくり

自己の確立が未発達な子どもが多いといわれている昨今、子どもが自立心をもって健全に育成されることが、次代の親を育成するという意味でも非常に重要となってきました。そのために、子どもの生活の主体である家庭、学校、地域が連携して、それぞれの力を最大限に発揮して子どもの教育の活性化を図ることが重要です。

次代を担う子どもたちが、自らの意思で「生きる力」を身につけ、生涯にわたって「学び、遊び、経験していく」ことを促進するための教育に力を注ぎます。

(4) 子どもと子育て家庭が安心して過ごせるまちづくり

子どもや子育て家庭が安心して暮らすためには、安全で快適な都市空間が必要であり、親が安心して子どもを送り出し、子どもが活発に遊べる場を確保することが大切です。

また、子どもや親子連れが快適に日常生活を送ることができるように、道路環境の整備に努めます。安全な生活環境の確保には、ハード面だけでなく、防犯・防災等の面における地域での連携した取り組みが必要であり、地域住民の輪による治安対策の充実や、子どもへの安全教育の指導等、ソフト面での取り組みも展開していきます。

(5) すべての子どもが尊重されるまちづくり

すべての子どもが尊重されて、明るく健やかに育つまちづくりを推進するためには、個性を重視した生活環境の充実に努め、一人ひとりが明日に夢を持って生きていくことができるように支援していくことが必要です。とりわけ支援が必要な子どもや子育て家庭は、特に精神的、経済的、身体的に困窮していることから、一人ひとりにあったきめ細やかな対応を推進していきます。

また、児童虐待など、罪のない子どもが被害にあうケースが多発しています。関連機関が連携して被害にあった子どもの保護に努めるとともに、虐待をする親へのケアに努めます。

3 計画の視点

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立した趣旨から前期計画立案に際しては、子育て家庭が子育ての意義について理解を深め、かつ子育てに伴う喜びが実感できるような施策を推進するため、下記の基本的な4つの視点を挙げました。そして、後期計画策定においても引き続き4つの視点を踏まえ、基本目標の達成に向けた施策の推進をします。

(1) 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは、多くは子ども自身であることから、本市では、次世代育成支援対策の推進において、子どもの権利条約を全うし、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要です。

(2) 次代の親づくりという視点

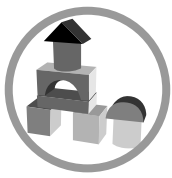
子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

(3) 社会全体における支援という視点

次世代育成支援対策は、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、さまざまな担い手の協働の下に地域の特性や社会資源を効果的に活用しながら対策を進めます。

(4) 子育てをする親の視点

子育て世代が感じる精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さなど、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、それらの要因を取り除き、家庭を持つこと、特に男女が協力して子育ての楽しさを実感できるまちづくりを福祉、教育、保健、医療など幅広い分野で進めていきます。



4 計画推進のための役割

本計画の推進に向けて、それぞれが担う役割「自助・共助・公助」を認識するとともに、お互いが連携し、多くの人で支えあう地域社会を創り出すことが必要です。

1.家庭の役割【自助】

- ①子どもの人権を尊重しながら、子どもが心身ともに健やかに成長するよう親子のふれあいに努めます。
- ②子どもの個性や能力を伸ばし、可能性を育てるとともに基本的な生活習慣や社会的規範を日常生活の中で身につけさせるようにします。
- ③地域の活動や行事に積極的に参加するなど地域の人とのふれあいに努めます。
- ④男女が協力して家庭を築くよう努めます。

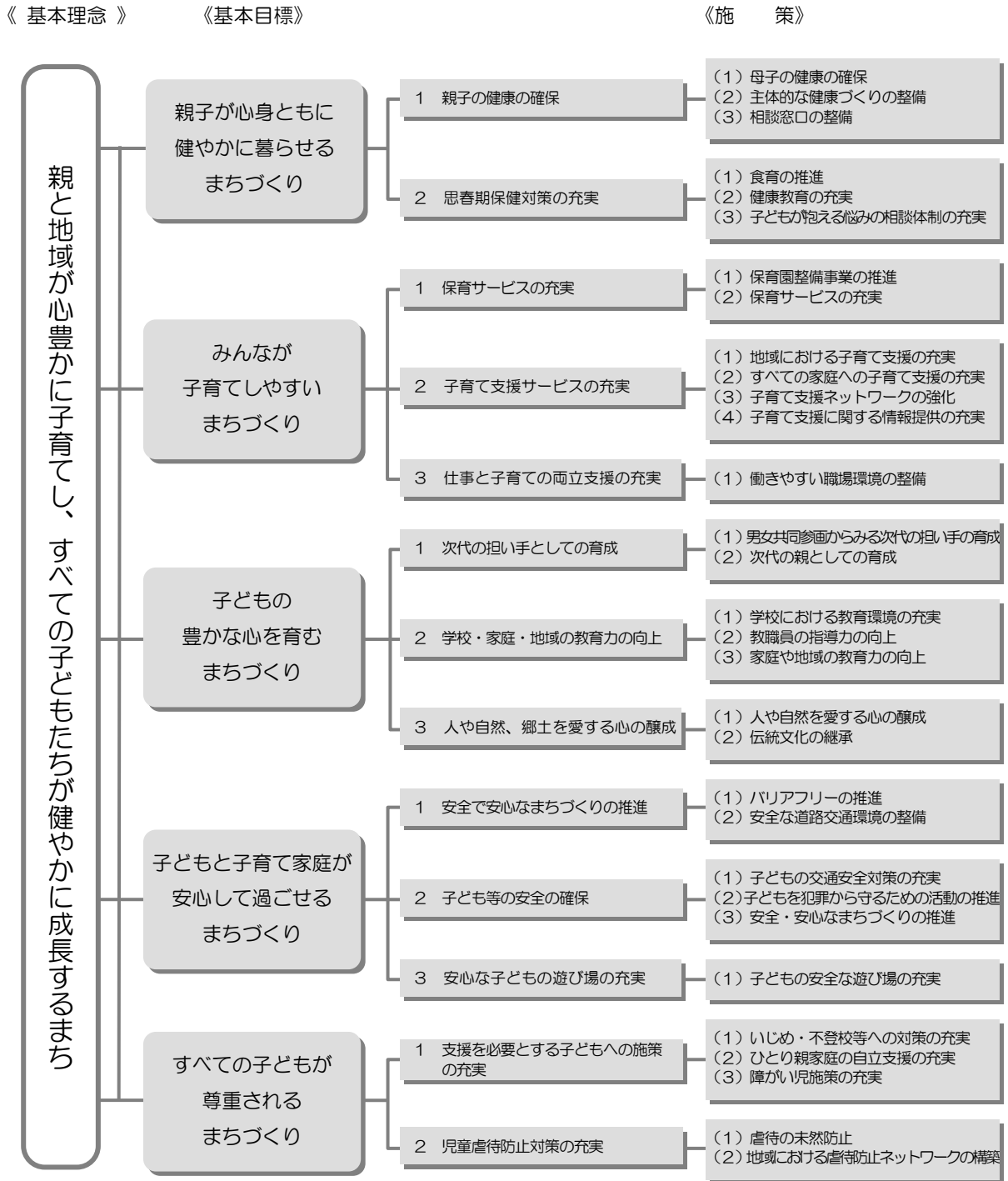
2.地域の役割【共助】

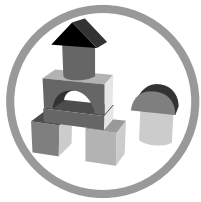
- ①地域の子どもは地域で育てるという意識を持ち、環境の整備や子どもの見守りなど地域ぐるみの子育て支援を行います。
- ②地域の関係団体等が連携し、子どもたちに多様な体験活動の機会やふれあいの場を提供します。
- ③事業所では、育児休業など各種制度の充実や制度が利用しやすい職場の雰囲気づくりに努めます。

3.行政の役割【公助】

- ①市は、「児童育成計画審議会」のもと、次世代育成支援対策を総合的・計画的に推進します。
- ②市は子育て支援に関する活動を行う団体等と協働しながら施策を推進します。
- ③市は、「児童育成計画」に基づき、地域の実情やニーズに即して施策や事業を行います。
- ④市は、「児童育成計画審議会」において、施策の進捗状況等を報告するとともに行動計画の見直しを行います。

5 施策の体系





第 5 章

各論



第5章 各論

1 親子が心身ともに健やかに暮らせるまちづくり

1 親子の健康の確保

【現状と課題】

親子の健康の確保を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実を図る必要があります。

平成21年度に実施した「次世代育成支援アンケート調査」（以下、「意識調査」）の結果によると、子育てによる身体の疲れが大きいことを負担に感じる人が、小学校児童より就学前児童で多く、年齢が低いほど保護者の負担感が大きくなっています。

また、本市で実施している母親学級・両親学級・育児学級を知っている人は58.8%、利用したことがある人は41.9%となっており、出産や育児に必要な情報を得たり、仲間づくりの場としても大きな役割をもっています。

今後も、母子の健康や、母親の不安や負担感を解消するため、各種学級や事業の拡充に努める必要があります。

市民の声

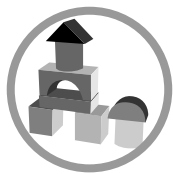
○ゆとりのある楽しい子育てができる環境をつくってほしい。気軽に相談できる機会を増やしてほしい。

○公共の場で子育てに関する悩みを相談に乗ってもらえる所を充実してほしい。

【施策の方向性と評価指標】

子育てを負担に感じないよう（負担感を軽減する）に、出産や育児に必要な情報を提供するとともに、悩みごとに対する相談体制の充実、仲間づくりのための場を提供していきます。

施策の評価指標	区分	基準値 平成20年度調査結果	目標値 平成26年度
子育てによる身体の疲れが大きいことを負担に感じる人の割合	就学前	43.6%	減少
	小学生	25.9%	減少



(1) 母子の健康の確保

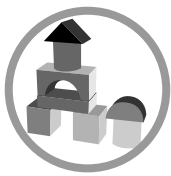
事業名	事業内容	事業の方向性	担当課
母子健康手帳の交付	妊婦、出産、育児を通じて、母と子の一貫した健康管理を目的に、児の成長や健診等の結果を記録します。	母子健康手帳の交付及び活用についての個人指導 ① 火・水・木曜日の午前中（その他必要に応じて随時交付） ② 外国語版の母子手帳の発行	福祉課 （保健センター）
妊婦健康診査	妊娠中における疾病の早期発見と適切な治療、指導を図るため、委託医療機関において健診を実施します。	国が示す標準的な健診内容で実施予定です。（平成21年度中に関係機関と内容の調整を図る予定）	福祉課 （保健センター）
妊・産婦歯科健康診査	妊婦及び産婦の口腔疾患の早期発見・早期治療を目的に、委託医療機関において歯科健診を実施します。	医療機関において歯科健診、ブラッシング指導 ① 1回目：妊娠中 ② 2回目：産後1年以内	福祉課 （保健センター）
乳児健康診査	乳児の発育・発達を確認し、疾病の早期発見と必要に応じて指導することを目的に、委託医療機関において健診を実施します。	医療機関において2回実施します。 乳児第1回・第2回：乳児一般診察	福祉課 （保健センター）
乳幼児健康診査	身体計測、医師の診察により児の成長を確認し、また、疾病を早期発見し必要に応じて専門機関に受診勧奨します。育児不安等に関して専門スタッフが相談に応じます。	乳幼児健診事後健診として保健センターにて月1回実施します。 ① 問診・身体計測・診察・個別相談・育児相談	福祉課 （保健センター）
3・4か月児健康診査	身体計測、医師の診察により児の成長を確認し、また、疾病を早期発見し必要に応じて専門機関に受診勧奨します。育児不安等に関して専門スタッフが相談に応じます。	4か月児を対象に保健センターにて月2回実施します。 ① 問診・身体計測・診察・個別相談・育児相談・離乳食指導	福祉課 （保健センター）
1歳6か月児健康診査	身体計測、医師・歯科医師の診察により児の成長を確認し、また、疾病を早期発見し必要に応じて専門機関に受診勧奨します。育児不安等に関して専門スタッフが相談に応じます。	1歳6か月児を対象に保健センターにて月2～3回実施します。 ① 問診・身体計測・診察・歯科健診・フッ素塗布・個別相談（心理他）・育児相談	福祉課 （保健センター）
3歳児健康診査	身体計測、医師・歯科医師の診察により児の成長を確認し、また、疾病を早期発見し必要に応じて専門機関に受診勧奨します。育児不安等に関して専門スタッフが相談に応じます。	3歳児を対象に保健センターにて月2回実施します。 ① 問診・身体計測・診察・歯科健診・視聴覚アンケート・個別相談（心理他）・育児相談	福祉課 （保健センター）
歯科健診	幼児の口腔疾患の早期発見・早期治療を目的とし、歯科健診を行い、希望者にはフッ化物塗布を実施します。	就学までの児を対象に実施します。 ① 歯垢染め出し、ブラッシング指導、歯科診察、フッ化物塗布（希望者のみ自己負担金：300円）	福祉課 （保健センター）

(2) 主体的な健康づくりの整備

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
パパママ教室	安心して子育てができるように、出産・育児に必要な情報を提供するとともに、仲間づくりや参加者同士の情報交換の場を提供します。	妊娠16週以降の初妊婦と夫（経産婦は希望者）を対象 ① 1回目：マタニティコース ② 2回目：子育てコース ③ 3回目：体験コース	福祉課 （保健センター）
すくすく教室	7か月児と保護者を対象に、離乳食の講習会、親子遊び、絵本の読み聞かせ等を行います。	月1回実施します。 ① 身体計測 ② 離乳食講習 ③ 絵本の読み聞かせ ④ 個別指導（必要に応じて）	福祉課 （保健センター）
むし歯予防教室	1歳児とその保護者を対象に、生活習慣に関する講話やブラッシング指導等むし歯予防を目的に実施します。	月1回実施します。 ① 身体計測 ② 集団指導 ③ 個別ブラッシング指導	福祉課 （保健センター）
わんぱく教室	2歳児とその保護者を対象に、子どもの発達、栄養、ブラッシング指導等、生活習慣の改善により、むし歯予防を目的に実施します。	年6回実施します。 ① 身体計測 ② 集団指導 ③ 個別ブラッシング指導	福祉課 （保健センター）
うさぎっこ広場	0～3歳児とその保護者を対象に、親子同士の交流や育児に関する情報交換の場を提供します。	月1回実施します。（9時～12時） ① 保護者の情報交換の場の提供 ② 育児不安軽減の場として開放	福祉課 （保健センター）
さくらんぼ教室	双子を妊娠している人や、双子を育てている母親の情報交換の場を提供し育児不安の軽減を図ります。	年6回実施します。 ① 身体計測 ② 健康・育児相談 ③ 情報交換	福祉課 （保健センター）

(3) 相談窓口の整備

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
月曜育児相談	毎週月曜日の午前中に、保健センターにおいて妊娠・出産・育児に関する相談を行います。	毎週月曜日に実施します。 ① 妊娠・分娩・産褥に関することの相談 ② 歯・栄養に関することの相談 ③ 保育に関することの相談 ④ 発育・発達に関する相談 ⑤ その他の相談	福祉課 （保健センター）
出前育児相談	毎月1回三好丘交流センターにおいて、妊婦、乳幼児、未就園児とその保護者を対象に子育てに関する相談を行います。	月1回出張（三好丘地区）にて実施します。 ① 身体計測 ② 相談及び指導	福祉課 （保健センター）
育児相談（面接・電話）	妊娠、出産、育児を通して、育児不安や子育てしにくい等保護者の気持ちを受け止め、育児ストレスの軽減のため、保健師等が面接・電話相談を行います。	必要に応じて、随時面接・電話相談を実施します。	福祉課 （保健センター）



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
家庭訪問指導	第1子訪問や出産・育児、発育・発達等の不安がある人を対象に、保健師等が家庭を訪問し、相談に応じます。	妊娠中からのハイリスク者、医療機関等から情報提供があった者及び以下の者を対象者として保健師が家庭を訪問し、相談に応じます。 <ul style="list-style-type: none"> ・育児上必要と認める場合 ・母親が心疾患、腎疾患、精神疾患等の重大な基礎疾患を有する場合 ・若年出産、多胎出産による妊娠出産の場合 ・上の子どもへの虐待により児童・障害者相談センターや市町村が関与している家庭の場合 ・ひとり親家庭の場合 ・要支援家庭として把握している場合 	福祉課 (保健センター)
子ども総合相談	虐待の通報・相談・子どもの発達や、しつけ等に関わる相談、保健相談を関係機関と連携し、総合相談を行います。	相談事例を検証しながら、総合相談のあり方の見直しを行い、充実した総合相談窓口について検討していきます。	福祉課 (保健センター)

2 思春期保健対策の充実

【現状と課題】

十歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の醸成とあわせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要となっています。

意識調査では、子育てに関して食事や栄養に関することを悩んでいる人が、就学前児童では29.9%と多くなっていますが、小学校児童では15.3%となっています。

また、最近の悩みは健康のことであるという人（中高生）は5.1%と低く、子どもの成長とともに健康への関心が低くなる傾向にあります。

本市の小学校・中学校の児童・生徒数は年々増加傾向にあり（2章参照）、今後も、幼少期から思春期にかけての健康づくりを推進し、親や子どもに対して、食や健康の大切さを学べる機会を充実し、悩みをもつ人のための相談支援が必要です。

【施策の方向性と評価指標】

子どもから大人への成長期である思春期への対応として、身体の成長に必要な食事と健康の関係と大切さを学ぶ機会を充実していきます。

また、思春期の子どもや保護者の悩みなどを解消するための相談体制を充実していきます。

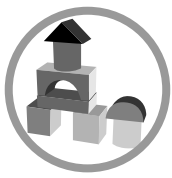
施策の評価指標	区分	基準値 平成20年度調査結果	目標値 平成26年度
子育てに関して食事や栄養に関する ことを悩んでいる人の割合	就学前	29.9%	減少
	小学生	15.3%	減少

(1) 食育の推進

事業名	事業内容	事業の方向性	担当課
「食育」の推進	楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み、「食を営む力」の基礎を培います。	食育推進計画に沿って計画的に事業を推進します。	福祉課 (保健センター) 子育て支援課 学校教育課 給食センター 農政商工課
家庭における食育の推進	小学生を対象に正しい生活習慣が身につくように、食習慣や歯の健康について講話や調理実習やブラッシング指導を行います。	食育基本法第19条により小学校低学年・高学年を対象にこども料理教室「わくわくからだ探検隊」として生活習慣や歯の健康についての講話・調理実習・ブラッシング指導を実施します。	福祉課 (保健センター)

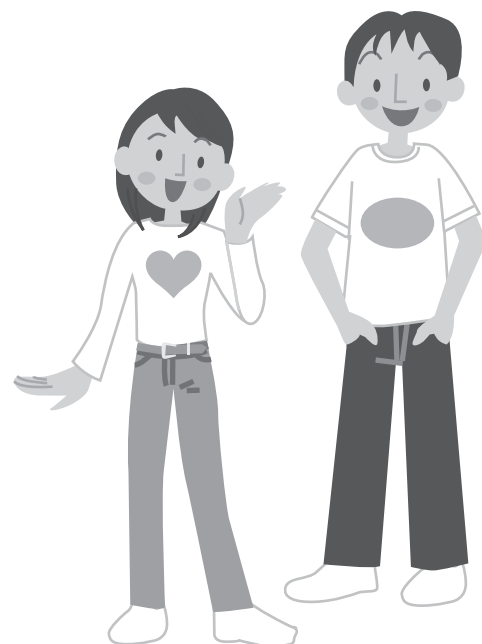
(2) 健康教育の充実

事業名	事業内容	事業の方向性	担当課
思春期健康教育	心身の変化や食生活や歯科保健について、正しい知識の普及に努めます。	学校からの依頼により、実施します。	福祉課 (保健センター)
スポーツ教室開催事業	幼児期からスポーツを行う習慣を身につけることにより、生涯にわたりスポーツに親しみ、健康づくりを行います。	年次計画に沿って計画的に実施します。	スポーツ課



(3) 子どもが抱える悩みの相談体制の充実

事業名	事業内容	事業の方向性	担当課
教室相談員配置事業 (小中学生相談事業)	小学校に「子どもの相談員」、中学校に「心の教室相談員」をそれぞれ1名ずつ、週3日程度、1日4時間程度を配置し、児童・生徒が抱える悩みの相談や話し相手になります。 スクールアドバイザーを1名配置し、子どもの発達に心配のある保護者や教員の相談を受けます。 特別支援教育のための専門医相談事業を行います。 不登校を中心とした児童・生徒の諸問題に対して学校や保護者の支援を行うハートケア教育サポーターを1名配置します。	悩みを抱える幼児・児童・生徒及び保護者を対象にした相談員を配置します。 ① 市教育支援センターの教育相談部門に心理士、福祉司、専門医等を配置し、学校訪問相談、個別相談を充実します。 ② 各学校に1名の相談員の配置を継続します。 ③ ハートケア教育サポーターを4名配置し、不登校を中心とした学校や家庭の諸問題への支援を行います。	学 校 教育課
電話相談事業	毎週土曜日午前9時から午後5時まで、電話による相談に応じます。	毎週土曜日。午前9時から午後5時まで。小中学校の全児童生徒を対象に「心の電話相談啓発カード」を配布し、電話相談の周知を図ります。	子育て 支援課



II みんなが子育てしやすいまちづくり

1 保育サービスの充実

【現状と課題】

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要です。

意識調査によると、就学前児童で保育サービスを利用している人のうち幼稚園が49.4%、認可保育所（園）が48.3%となっており、利用希望では一時預かりや病児・病後児保育など、親や子どもが緊急の時に対応できるサービスへの希望が高くなっています。また、子育てをする中で有効な支援・対策や子育ての辛さを解消するために必要なこととして、就学前児童では保育サービスの充実が上位に挙がっています。

小学校1～4年生児童を預かる放課後児童クラブについては、登録児童数が年々増加しており（第2章参照）、今後、共働きが増えるに従った更なる増加が予想されます。

本市では、保育園の入園者数がやや減少傾向にありますが（第2章参照）、近年新たに園が開設されたことで入園者数の増加も予想されることから、今後も、さまざまな保育サービスのあり方の検討も含め、対応が求められています。

市民の声

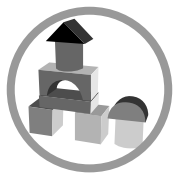
- みよし市にも病児保育をつくと働いている人が助かると思います。
- 親が急な病気、ケガ等で面倒をみる事が困難なとき、受け入れてくれる所がなくて大変困りました。（一時保育、託児所）
- 放課後児童クラブの時間延長と対象学年の拡大をお願いします。
- 学校の放課後、緊急時（数時間）に低料金で預けられる場所があるといいです。

【施策の方向性と評価指標】

保護者が緊急かつ一時的に保育できない場合への対応を充実していきます。
病児・病後児に対応できる体制を整備していきます。

（1）保育園整備事業の充実

事業名	事業内容	事業の方向性	担当課
保育園整備	施設の老朽化に伴う保育環境の保持と、地域の子育て支援拠点施設として建て替え整備を行います。	年次計画に沿って計画的に実施します。	子育て支援課



(2) 保育サービスの充実

事業名	事業内容	事業の方向性	担当課
通常保育事業	午前8時から午後5時まで、10か所の保育園で実施します。	民間移管保育園、指定管理保育園の保育内容等について検証していきます。	子育て支援課
延長保育事業	午前7時30分から午後6時まで、5か所の保育園で実施します。午後7時までを4か所(24時間対応保育所1か所を含む。)の保育園で実施します。	民間移管保育園、指定管理保育園での保育内容等について検証していきます。	子育て支援課
24時間対応保育 (夜間・緊急宿泊保育事業)	保護者の就労状況や病気等の事情により、午後7時以降10時まで保育が必要な場合、また、午後10時以降翌朝8時30分まで緊急に保育が必要な時は、天王保育園で保育を実施します。	引き続き保護者のニーズに沿った保育事業を実施していきます。	子育て支援課
休日保育事業	日曜日、祝祭日に保護者の都合により家庭での保育が困難となった児童を対象に、天王保育園にて午前8時から午後5時まで保育を実施します。	民間移管保育園での休日保育内容等について検証していきます。	子育て支援課
3歳未満児保育事業	3歳未満児の保育を9か所の保育園で実施します。	民間移管保育園、指定管理保育園での乳幼児保育内容等について検証していきます。	子育て支援課
病児・病後児保育	病気の児童、または病気回復期の児童の保育のための施設を新たに設置します。	病児・病後児保育の需要量、必要性等についての調査研究を実施し、適切な施設の設置を検討します。	子育て支援課
一時預かり事業 (一時保育事業)	保護者の就労形態や疾病等により、緊急かつ一時的及び保護者のリフレッシュで保護者が保育することができない児童を対象に、わかば保育園、筋生保育園、打越保育園、天王保育園、黒笹保育園で実施します。	民間移管保育園の一時預かり事業の内容等について検証していきます。	子育て支援課
障がい児保育事業	集団活動のできる障がい児を受け入れ、保育士の配置に考慮し、巡回療育指導等を受けきめ細やかな保育を実施します。	民間移管保育園、指定管理保育園の障がい児保育内容等について検証していきます。	子育て支援課
特定保育事業	就労形態等によって、保護者が週の何日かを家庭で保育できない児童を対象に、一時預かり事業で対応します。	民間移管保育園、指定管理保育園の一時預かり事業の内容等について検証していきます。	子育て支援課
待機児童ゼロ事業	保育需要において、乳幼児の入園希望に対応するため、乳幼児の受け入れ拡大を図ります。	必要に応じ定員数の見直し等を検討します。	子育て支援課
放課後児童クラブ	就労等により、昼間、保護者がいない家庭の1年生～4年生の児童を対象に保育します。	全小学校での児童クラブ開設等、必要に応じ検討していきます。	子育て支援課

2 子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行うことが必要です。

意識調査によると、本市で実施している保育所（園）や幼稚園の園庭等の開放を知っている人は54.8%、利用したことがある人は51.5%と上位に挙がっており、遊び場・交流の場としても大きな役割をもっています。また、自治体が発行している子育て支援情報誌については、知っている人は39.4%、利用したことがある人は21.7%となっています。

本市では、20年度より中学校卒業までの子どもに対して、保険医療費の自己負担額の支給を実施しており、子育て支援連絡調整会議の実施や民生・児童委員協議会活動などの、地域のネットワークづくりを進めています。今後も子育て支援サービスの充実とともに、地域が子育てしやすい環境となるよう、ネットワークづくりや情報提供に努める必要があります。

市民の声

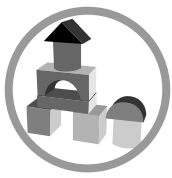
- 情報はいつのタイミングでも探せるネットがやはり便利です。
- 子ども医療費助成やはぐみんカードなどは家庭からの現金の流出をとめられるので、すごく助かっています。
- 園庭開放をよく利用させていただいております。子どもはおもちゃの取り合いをしたり、ケンカをしたりしながら、友達と関わって遊ぶ事の楽しさ、色んな人とのつながりを幼少時から知ってほしいです。

【施策の方向性と評価指標】

子育て中の保護者が必要とするタイミングでの情報提供や子育て中の保護者が相互に情報を交換できるネットワークの充実を進めていきます。

子育てに係る経費を縮小するなど、子育てのしやすい環境を整備していきます。

施策の評価指標	区分	基準値 平成20年度調査結果	目標値 平成26年度
日ごろの不安が解消された割合	就学前	27.1%	増加



(1) 地域における子育て支援の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
子育て交流会「親子で遊ぼう」	本市における未就園児と保護者を対象に、身近な公共施設を会場にして親子遊び、読み聞かせ、育児相談等を実施します。	必要に応じて、担当職員の研修による質の向上を図り、より充実した相談業務に向けて整備します。	子育て支援課
子育てサークル学習会	サークル活動が継続的に存続・活動するために、サークルメンバーを対象に学習会を開催します。	必要に応じて、担当職員の研修による質の向上を図り、より充実した相談業務に向けて整備します。	子育て支援課
子育て相談	市内の子育て家庭を対象に子育て支援センター4か所において、子どもの発育、発達、しつけなど育児に関する相談を実施します。	必要に応じて、担当職員の研修による質の向上を図り、より充実した相談業務に向けて整備します。	子育て支援課
わくわくルーム ぴよちゃんルーム あかちゃんルーム	市内の0～2歳児親子を対象に親子で遊びながら、子どもやお母さんの友だちづくりや情報交換の場所として実施します。	必要に応じて、担当職員の研修による質の向上を図り、より充実した子育て支援事業を整備します。	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	地域において、子どもを預けたい人と預かりたい人を登録、組織化し、必要な時に調整を行います。	必要に応じ、研修会・交流会等の見直しを実施し、登録会員の拡大を図り、より充実したファミリーサポート事業を検討していきます。	子育て支援課
子育て家庭優待事業	18歳未満の子ども及びその保護者または妊娠中の方に対し、「はぐみんカード」を交付し、協賛する店舗等において、さまざまな特典を受けることにより、子育て家庭を地域社会全体で支える機運の醸成を図ります。	協賛店舗拡大に向けてPR活動を行い、より使いやすい事業を検討していきます。	子育て支援課

(2) すべての家庭への子育て支援の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
一時預かり事業 (一時保育事業) (再掲)	保護者の就労形態や疾病等により、緊急かつ一時的及び保護者のリフレッシュで保護者が保育することができない児童を対象に、わかば保育園、筋生保育園、打越保育園、天王保育園、黒笹保育園で実施します。	民間移管保育園の一時預かり事業の内容等について検証していきます。	子育て支援課
24時間対応保育 (夜間・緊急宿泊保育事業)(再掲)	保護者の就労状況や病気等の事情により、午後7時以降10時まで保育が必要な場合、また、午後10時以降翌朝8時30分まで緊急に保育が必要な時は、天王保育園で保育を実施します。	引き続き保護者のニーズに沿った保育事業を実施していきます。	子育て支援課

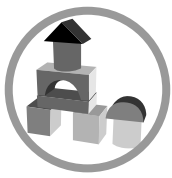
事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
保育園開放事業	保育園の園庭や空き保育室を、未就学、未就園児及びその保護者に開放し、遊び場、交流の場としての活用を図ります。	保育園、子育て支援センターなどを通じて保育園開放事業のPRに努めます。	子育て支援課
子ども手当	中学校修了前までの子どもを養育している方に手当を支給します。	今後も引き続き、中学校修了前までの子どもを養育している方を対象に子ども手当を支給します。	子育て支援課
医療費支給事業	中学校修了前までの子どもに対して、保険医療費の自己負担額を支給します。(19年度までは小学校就学前の乳幼児が対象)	今後も継続して、中学校修了前までの子どもに対して、保険医療費の自己負担額を支給していきます。	保険年金課

(3) 子育て支援ネットワークの強化

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
子育てネット会議の開催	子育て支援関係者、サークル代表者等子育て支援に関わる関係者で会議メンバーを構成し、子育てに関する情報を収集し、それについて意見交換を行います。	サークル代表者によるサークル会議として、子育てに関する情報を収集し、意見交換を行っていきます。	子育て支援課
民生・児童委員協議会活動事業	日常生活に関する相談に応じ、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供を行い、住民の福祉増進を図るための活動を行います。	事業を継続していきます。	福祉課
子育て支援連絡調整会議	関係機関と連携し子育て支援センターの運営、充実を図ります。	関係機関と連携し子育て支援センターの運営の見直しを図り、子育て支援を実施していきます。	子育て支援課

(4) 子育て支援に関する情報提供の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
子育て情報の提供	子育てに関する公共施設や事業、医療機関などの情報や、子育て不安の解消、子育て啓発を目的とした登録ボランティアやNPOの活動の情報を提供します。	必要に応じて、情報誌やパンフレットの内容、発行部数の見直しを図り、子育て支援を実施していきます。	子育て支援課



3 仕事と子育ての両立支援の充実

【現状と課題】

仕事と生活の調和の実現については、憲章及び行動指針において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていく必要があります。

意識調査によると、育児休業制度の利用割合は母親が12.8%、父親が0.1%となっており、育児休業制度の利用は少なく、特に父親の取得は難しい状況です。

また、仕事と子育ての両立はとても大変であるという人は、就学前児童では11.9%、小学校児童では13.7%となっています。これに、どちらかといえば大変であるという人を合わせると、就学前児童では30.8%、小学校児童では45.4%になっており、年齢が上がるほど仕事と子育ての両立が大変であると感じる人が多くなっています。

今後も、仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業制度の促進などの啓発を進め、企業も含め社会全体が両立を支えられるよう、支援する必要があります。

市民の声

- 「子どもが入園するまでは両親共、育児休業をとる」という世の中になって欲しいです。ゆったりとした雰囲気の中、子どもものびのび大らかに育つはずで
- 仕事と子育ての両立は大変です。会社や社会がもっと理解を深め、対策してくれることを願います。

【施策の方向性と評価指標】

子育て期間中の保護者が、子育てを中心とした生活が行えるよう、企業や地域に対し制度の周知を行っていきます。

施策の評価指標	区分	基準値 平成20年度調査結果	目標値 平成26年度
仕事と子育ての両立が大変だと感じる人の割合 (とても大変・どちらかといえば大変)	就学前	30.8%	減少
	小学生	45.4%	減少

(1) 働きやすい職場環境の整備

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
育児休業制度の促進の啓発	男女の育児休業取得促進に向けて、パンフレットなどの配布を通じて啓発を図ります。	今後もパンフレット等での育児休業制度の促進を継続します。	農政商工課

Ⅲ 子どもの豊かな心を育むまちづくり

1 次代の担い手としての育成

【現状と課題】

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを推進することが必要です。また、家庭を築き、子どもを育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要です。

意識調査によると、主に母親が中心となって子育てをしている家庭が多く、男性と女性の役割が分担されている傾向がみられます。また、小さな子どもとふれあう機会がない人（中高生）が49.4%となっており、子育てに対する意識を醸成する機会が少ない状況です。

本市では高年齢者と子育て中の親との経験交流など、世代間交流を進めていますが、今後も次代を担う若者が、子育てや男女の役割について考え、関心を持って考えられる環境が必要です。

市民の声

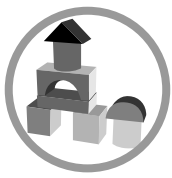
- 男性と女性とでは生き方や考え方が違うし、人として生まれてきた以上、将来を担う子どもを育てる義務があるというような意識改革が結婚率上昇には必要だと思う。
- 祖父母が遠方にいるため、その年代の方々との交流がありません。私達も子ども達もさまざまな世代の方と接し、交流ができればいいなと思います。

【施策の方向性と評価指標】

次代の担い手となる若者や子どもに、子育てに対して考える機会としての世代間交流を進めていきます。

次代の担い手となる若者が男女の役割に関心を持ち、役割を考えることのできる学習指導を進めていきます。

施策の評価指標	区分	基準値 平成20年度調査結果	目標値 平成26年度
小さな子どもとふれあう機会がない人の割合	中高生	49.4%	減少



(1) 男女共同参画からみる次代の担い手の育成

事業名	事業内容	事業の方向性	担当課
男女平等に関する指導内容・指導方法の研究	人権教育、性教育、道徳教育などを通して、男女の平等意識や「その人らしさ」を尊重する意識を養う学習指導に努めます。	人権教育、性教育、道徳教育などを通して、男女の平等意識や「その人らしさ」を尊重する意識を養う学習指導に努めます。	学 校 教育課

(2) 次代の親としての育成

事業名	事業内容	事業の方向性	担当課
世代間交流	高齢者と子育て中の親との経験交流や中高生が乳幼児とふれあうことで、世代間のコミュニケーションを向上させ、地域社会の連帯感を形成します。	おこしものづくり、生活発表会、ひな祭り等の交流事業の拡大に努めます。	子育て 支援課

注) おこしもの
愛知県（尾張・三河とも）で、桃の節句に供えられる米粉で作られたお菓子の一種。

2 学校・家庭・地域の教育力の向上

【現状と課題】

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指す必要があります。

意識調査によると、子ども会に積極的に参加している人（小学校児童）は40.8%と多く、なんとなく参加している人も29.4%となっており、児童の健全育成の場として大きな役割を果たしています。

また、子育てをする中で有効な支援・対策として、小学校児童では子どもの教育環境の整備が有効だと考えている人が27.4%となっています。

今後も地域や家庭で児童の教育について考えられる機会の充実を支援するとともに、教員を対象とした各種研修の実施などの対応が必要です。

市民の声

- 学校教育で少人数制を取り入れ、一人一人に目の行き届く教育をしてほしい。
- 園の先生方にも発達センターを見学するなど、研修が必要だと思います。
- さんさんスポーツや、仲よし教室等、地域で子ども達が楽しめる活動に力を入れてほしいです。

【施策の方向性と評価指標】

学校・家庭・地域がそれぞれの立場や役割を認識し、相互に連携を図り児童の教育を進めていきます。

地域や家庭で児童の教育について考える学習機会を充実し、教育力の向上を図っていきます。

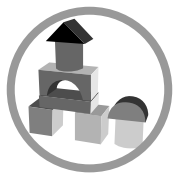
施策の評価指標	区分		基準値 平成20年度調査結果	目標値 平成26年度
	保護者が子育てへ十分関わっている人の割合	就学前	父親	34.1%
母親			90.2%	増加
小学生		父親	29.2%	増加
		母親	85.3%	増加

(1) 学校における教育環境の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
少人数指導等対応非常勤講師派遣	児童生徒へのきめ細かな指導と個性重視の指導の充実を図ります。	きめ細かな指導を進めるため、全小中学校に配置します。 ① 少人数指導等対応非常勤講師：15名 ② 情報教育対応非常勤講師：1名	学校教育課
ひとにやさしいまちづくり事業	トイレの改修、段差の解消等、児童生徒が安心して利用できる環境を整備します。	大規模改修を行う際に対応します。	学校教育課

(2) 教職員の指導力の向上

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
各種研修事業	教員としての資質の向上を図り、児童生徒への指導力を高めます。	教員の資質向上を目標に各種の研修事業を実施します。 ① 教員3年目研修会 ② 中堅教員研修会 ③ 新年教育研究大会 ④ 教務・校務主任研修会 ⑤ 生徒指導主事・主任研修会 ⑥ 教科領域等指導員研修会 ⑦ 道徳主任研修会 ⑧ 学習情報主任研修会 ⑨ 夏季実技講習会 ⑩ 特別支援学級担当教員研修会 ⑪ 小学校体育実技研修会 ⑫ 初任者研修 ⑬ 養護教諭研修会	学校教育課

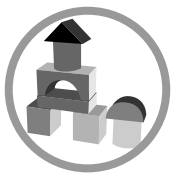


事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
幼稚園・保育園・小学校交流	小学校教員の幼稚園・保育園体験交流を行うとともに、幼稚園・保育園の教員・保育士の小学校体験交流を行います。	異校種の子どもたちの様子を知り、それぞれの場所での指導に生かすため、指導者の交流を図ります。	学校教育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
家庭教育地域活動推進事業	学校・家庭・地域の連携を図り、家庭教育地域活動を展開するとともに、家庭や地域の教育力の向上と浸透を図ります。	ふれあいトライアングル事業 平成22年度：黒笹小学校区 平成23年度～平成24年度：中部小学校区 平成25年度～平成26年度：北部小学校区	教育行政課
家庭教育手帳配布	子育て中の家庭に、文部科学省が作成した愛知県版の手帳を配布。家庭での教育やしつけに関して、家庭で考え、実行してもらいたいことが書かれています。	家庭教育手帳の冊子に代え、CD-ROMを利用した各種団体への貸与、情報の提供を行います。	教育行政課
家庭教育学級の開催	家庭教育に関する情報と学習機会を計画的・継続的かつ集団的に提供し、家庭・学校・地域の連携を図り、家庭教育力の向上を図ります。	市内8小学校のPTAが主体となり、各学校において、児童及び父兄を対象に、家庭教育に関する講演会、学習会等開催することにより家庭教育力の向上を図ります。	教育行政課
市小中学校PTA連絡協議会	市小中学校PTA連絡協議会を中心として、家庭教育の教育力の向上、学校教育への理解・協力、地域社会との連携を強化し、各地域の実態に立脚した活動を行います。	各小中学校PTA活動における意見交換、PTA役員を対象にした研修会を開催することで、家庭教育力の向上、学校教育への理解・協力、地域社会との連携を図ります。また、PTA連絡協議会の活動などの情報提供として、ホームページを作成し、インターネットで情報提供をします。	教育行政課
いきいき子育て講座の開催	保育園、幼稚園を会場にして、乳幼児期に必要な家庭教育についての講演会や親子のふれあい等の講座を開催します。	市内の保育園と幼稚園を会場にして、子育て中の親と子に子育てに関わる講座を開催します。内容は講演会、親子ふれあい遊びが主で、家庭教育のあり方や子どもとの接し方を学習することで、家庭での子育てに生かしてもらいます。	教育行政課
子育てサークル支援	就園前の子どもを持つ親同士がつくる子育てサークルへの活動支援として、サークル学習会、交流会等を開催します。	必要に応じて、担当職員が自主サークル立ち上げの手伝い、紹介、支援をしながら子育て支援事業を進めます。	教育行政課

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
家庭の日の推進事業	家庭・地域・学校・職場・行政が一体となり、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、関連事業を推進することにより、「家族のふれあい」を大切にし、青少年の健全育成を図ります。	毎月第3日曜日を「家庭の日」として啓発します。 <ul style="list-style-type: none"> ・広報に掲載（2月1日号、県民運動強化月間） ・横断幕・のぼりの設置 横断幕：県民運動強化月間（2月） のぼり：1年を通して掲示 ・啓発資材の配布 ポケットティッシュ：年間 啓発下敷き：小学校1年生（応募ポスターより） ・家庭の日～家族へのメッセージ～募集 ・親子映画鑑賞の開催（夏休み中） 親子のふれあいのため、映画鑑賞会を開催 	子育て支援課
青少年補導員事業	青少年の健全な育成を図るため、問題行動を未然に防ぐとともに定期巡回・関係機関との情報交換を行うなど、地域社会で子どもを見守っていきます。	定期的な補導活動 <ul style="list-style-type: none"> ・毎週木曜日と月1回の月曜日の巡回 ・補導員の担当地区の巡回を随時実施 補導員全体会議等 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回（木曜日）情報交換等のため、全体会議を実施 ・年3回（水曜日）豊田警察署・小中学校関係者等を含めた合同会議の実施 	子育て支援課
総合型地域スポーツクラブ設立・育成事業	平成16年度より、子どもたちが集う場所をつくり、地域の教育力を高める事業として実施します。	年次計画に沿って、計画的に実施します。	スポーツ課
子ども会事業の支援	地域児童の健全育成に大きな役割を担っている子ども会事業を支援します。	地域児童の健全育成に大きな役割を担っている子ども会活動の推進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会球技大会の開催 ・子ども会まつりの開催 ・ジュニアリーダーの育成 	子育て支援課
市立学校施設開放事業	学校教育に支障のない範囲で社会教育や地域住民のスポーツ活動等に学校施設を開放します。	運動場、体育館、武道場、その他施設を希望する利用者に開放します。	学校教育課



3 人や自然、郷土を愛する心の醸成

【現状と課題】

意識調査によると、子どもが安全に集う場ができた場合、雑木林や川などの自然にふれられる遊び場としての役割を期待する人が小学校児童で44.8%、一般成人で48.1%と上位に挙がっており、自然にふれて遊ぶことが児童にとって大切であると考えている人が多くなっています。

また、中高生の休日の過ごし方では、ボランティア活動や地域活動への参加が2.4%と少なくなっています。

今後も、自然を大切に作る心を育て、文化を継承していくための事業を展開する必要があります。

市民の声

○歴史民俗資料館なども、わかりづらい所や老朽化している点など文化施設の充実を図っていただきたいです。

○宅地化がすみ緑などの自然が減らないような町づくりが子育てにとっても良いと思います。

○みよし市は住宅環境や自然環境は非常に良いと思っています。

【施策の方向性と評価指標】

みよしの自然と歴史を認識し、自然の保護や歴史の継承を進めていきます。

先人の築いた文化を伝承し、次代への継承を進めていくとともに、新たな文化の創造を進めていきます。

施策の評価指標	区分	基準値 平成20年度調査結果	目標値 平成26年度
将来も「みよし」に住み続けたいと思う人の割合	中高生	23.5%	増加

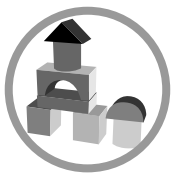
(1) 人や自然を愛する心の醸成

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
世代間交流 (再掲)	高齢者と子育て中の親との経験交流や中高生が乳幼児とふれあうことで、世代間のコミュニケーションを向上させ、地域社会の連帯感を形成します。	おこしものづくり、生活発表会、ひな祭り等の交流事業の拡大に努めます。	子育て支援課

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
学校支援ボランティア	特技や経験を持った地域の人々が学校支援ボランティアとして登録し、学校を支援する活動を行います。	地域の方に学校教育を支援していただき、教育活動の充実を図るため学校支援ボランティアを募集します。学校の要請に応じてボランティアを派遣します。また、市内及び近隣の大学に依頼をし、大学生の小学校授業補助ボランティアも募集し、学校の要請に応じて学生ボランティアを派遣します。	学校教育課
青少年活動推進事業	青少年にボランティア活動・体験活動への関心を持つ機会を提供し、地域社会で何ができるかを学び、体験することにより、次代を担う子どもたちの豊かな人間性の形成と健全な心を育みます。	地区青少年健全育成推進協議会・地区ジュニアクラブ育成会 《奉仕作業への参加》 育成協議会、育成会ごとに環境美化活動、資源回収などの実施。 《体験活動への参加》 育成協議会、育成会ごとに行政区事業（イベントなど）の役割の一部を実施。	子育て支援課

(2) 伝統文化の継承

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
資料館展示事業	郷土の歴史、伝統などに関する資料館の収蔵資料や他館の出版資料を市民に紹介することにより、教育・学習の機会と新たな価値の創造を支える情報を提供します。 ・常設展示 ・企画展、特別展（年4回）	今後も継続して、教育・学習の機会と新たな価値の創造を支える情報を提供していきます。 ・常設展示（年間） ・企画展、特別展（年4回）	教育行政課 （歴史民俗資料館）
伝統文化継承活動支援事業	祭り囃子、棒の手などの郷土芸能を次世代に伝える保存団体や地域の活動が継続され、次代を担う後継者と指導者が育成・確保されるよう、保存団体や地域の活動を支援します。	今後も継続して、郷土芸能を次世代に伝える保存団体や地域の活動が継続され、次代を担う後継者と指導者が育成・確保されるよう、保存団体や地域の活動を支援します。	教育行政課 （歴史民俗資料館）
三好いいじゃんまつり	オリジナルまつりソング「じゃんだらりん」「Just Rollin'」にあわせ、一般道路を踊り会場として約3,800人の踊り手が集結し、さまざまな衣装で踊りまわるみよし市の夏祭りを代表するエキサイティングなまつり。子どもからお年寄りまで気楽に参加・交流できるイベントです。	地域、世代間の交流促進のまつりとして定着しており今後も継続して実施します。	農政商工課



IV 子どもと子育て家庭が安心して過ごせるまちづくり

1 安全で安心なまちづくりの推進

【現状と課題】

子どもが犯罪等の被害にあわないまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や市営住宅の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要です。

意識調査によると、暗い通りなどが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配だという人が就学前児童・小学校児童ともに多く、外出を心配する人が多くいます。

また、一般成人においては、子どもはいらぬ・または1人の理由は、住宅や遊び場の問題など、子どもを育てる生活環境がよくないからであるという人が12.2%、出生率低下は公園・遊び場など、生活環境が悪いことが原因であるという人が3.7%と、生活環境が少子化の原因のひとつとして考えられるという人もみられます。

今後も、子育てをしやすい生活環境という意味も含め、安心して過ごせる環境の整備が必要です。

市民の声

- 子ども中心の街づくりをすることはバリアフリーを実現するとともに、若い人が多く集まる街となり、財政も安定すると思います。
- 歩道や街灯なども少なく夜になると暗くて人通りも少ないため、徒歩での外出がこわいです。

【施策の方向性と評価指標】

子育てを安心してできるよう、公園や遊び場の充実、歩道や街灯など、子育て環境の整備を進めていきます。

施策の評価指標	区分	基準値 平成20年度調査結果	目標値 平成26年度
子どもとの外出の際に暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配の人の割合	就学前	26.2%	減少
	小学生	40.2%	減少

(1) バリアフリーの推進

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
「人にやさしい安心して住めるまちづくり」事業	すべての人が安全で安心して暮らせるよう、公共施設のバリアフリー化のための施設整備や、啓発活動に努めます。	施設の大規模な改修工事にあわせてバリアフリー化を実施します。	建築指導課

(2) 安全な道路交通環境の整備

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
道路新設改良事業 街路整備事業	市道及び都市計画道路の整備時に、歩道を設置し歩行者の安全を守ります。	年次計画に沿って計画的に実施します。	道路 下水道課

2 子ども等の安全の確保

【現状と課題】

2000年4月1日より、道路交通法によってチャイルドシートの使用が義務付けられており、使用の更なる啓発が必要となっています。

今後も、安全の確保のため、道路の整備や各種防犯対策などによる対応が求められています。

市民の声

- 犯罪の多い世の中になったので、園や学校などの施設、子どもの遊び場となる公園などには、防犯カメラの設置があってもいいと思います。
- 不審者情報がメールで保育園でもほしいです。

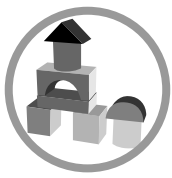
【施策の方向性と評価指標】

子どもの安全確保のため、地域と一体となった防犯啓発活動を進めていきます。
地域における安全確保のため、危険か所の解消や防犯対策などを進めていきます。

施策の評価指標	区分	基準値 平成20年度調査結果	目標値 平成26年度
子どもとの外出の際に歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があると思う人の割合	就学前	30.8%	減少
	小学生	45.4%	減少

(1) 子どもの交通安全対策の充実

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
子どもの交通安全を確保するための活動の推進	交通のきまりについて、園外で実地体験を行う等、子ども自身の交通安全への意識を高めます。	園外保育などの機会を捉えて交通安全指導の強化を図ります。	子育て 支援課
園児・児童・生徒の交通安全教室	交通安全ビデオ及び警察署員による交通安全教室を開催します。	交通安全ビデオ及び警察署員による交通安全教室を引き続き開催していきます。	防 災 安全課



事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
チャイルドシート着用の啓発	6歳未満児を持つ家庭へ子どもの命を守るため、チャイルドシート着用の啓発に努めます。	6歳未満児を持つ家庭へ子どもの命を守るため、チャイルドシート着用の啓発を引き続き実施します。	防 災 安全課

(2) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
保育園防犯対策研修会の実施	保育園における園児の安全確保を図るため、保育士を対象に不審者に対する予防策や侵入時の対策等についての基礎的知識を取得するための防犯講話を実施します。	保育園における園児の安全確保を図るため、保育士を対象に不審者に対する予防策や侵入時の対策等について引き続き実施してまいります。	防 災 安全課
園児・児童・生徒のための生活安全対策事業	子どもたちの安全対策のための事業を実施します。	子どもたちの安全対策の充実を図ります。	防 災 安全課
青少年補導員事業（再掲）	青少年の健全な育成を図るため、問題行動を未然に防ぐとともに定期巡回・関係機関との情報交換を行うなど、地域社会で子どもを見守っていきます。	定期的な補導活動 ・毎週木曜日と月1回の月曜日の巡回 ・補導員の担当地区の巡回を随時実施 補導員全体会議等 ・毎月1回（木曜日）情報交換等のため、全体会議を実施 ・年3回（水曜日）豊田警察署関係者等を含めた合同会議の実施	子育て 支援課
青少年健全育成推進協議会	青少年の諸活動を助長するとともに、有害環境を除去し、非行防止を図る市民活動を支援します。	少年の主張大会 ・小中学校での校内大会（8小学校、4中学校） ・市大会（小中学校代表者の発表、12名） 青少年の非行問題に取り組む運動 ・夏期、冬期の強化月間を中心に啓発及びパトロールを実施 ・中学生のポスター作品を運動のポスターとし、市内施設に掲示 青少年によい本を進める運動 ・青少年向けの優良図書を各小中学校に配布するとともに、運動を広報等で啓発します 青少年健全育成広報啓発事業 ・小中学生よりポスター、作文を募集し、青少年健全育成に活用します	子育て 支援課
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深める運動を推進します。	事業を継続していきます。	福祉課

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
安全なまちづくり推進	交通事故や防犯、非行等を防止し安全で安心して暮らせる住みよい町を築くため積極的な活動を図る。	事故や防犯、非行等を防止し安全で安心して暮らせる住みよい町を築くため積極的な活動を引き続き実施します。	防災安全課
地区安全なまちづくり推進協議会	地域が主体となって活動する安全なまちづくり事業を支援します。	地域が主体となって活動する安全なまちづくり事業を引き続き支援します。	防災安全課
安心ステーション推進事業	住民の安全安心な生活を確保し、交通事故と防犯の抑止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通防犯指導員の常駐による「まちの交番」としての機能の充実を図ります ・自主防犯組織等の情報交換や組織の育成を図ります ・警察及び自主防犯組織等の立ち寄り所機能を充実します 	防災安全課
社会を明るくする運動（再掲）	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深める運動を推進します。	事業を継続していきます。	福祉課

3 安心な子どもの遊び場の充実

【現状と課題】

意識調査によると、家の近くの遊び場について、周辺の道路が危険であると感じている人は、就学前児童で16.1%、小学校児童で20.5%と、遊び場に不安をもつ人もみられます。

また、児童館の利用は年々減少傾向にあり、集会所等の利用は増減を繰り返しながらも、やや増加傾向にあることから、児童館及び集会所等の利用の案内や啓発が今後も必要とされています。

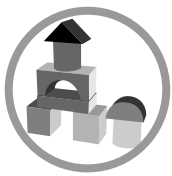
本市の公園数は増加していますが、公園の周りの交通環境などにも配慮した取り組みが必要です。

市民の声

- 近くの児童館はとても古く、児童館内、外の遊具もとても利用出来ません。
- 子どもが小学生になって児童館へ行って遊ぶようになり、1人で出かけていても誰かいるので楽しいと言っています。

【施策の方向性と評価指標】

子どもが安心して遊べる場となっている公園や児童館等の充実を進めていきます。



施策の評価指標	区分	基準値 平成20年度調査結果	目標値 平成26年度
近所の子どもの遊び場について遊具 など種類が充実していないと思う人 の割合	就学前	33.7%	減少
	小学生	26.5%	減少
近所の子どもの遊び場について周辺 の道路が危険であると思う人の割合	就学前	16.1%	減少
	小学生	20.5%	減少

(1) 子どもの安全な遊び場の充実

事業名	事業内容	事業の方向性	担当課
児童館、集会所の 整備	子どもが安心して元気に遊ぶ ことができるのと同時に、放課 後の安全な居場所づくりとし て提供します。	今後も引き続き、児童館及び集 会所を安全な遊び場所とする ための備品整備及び児童厚生 員の配置をしていきます。	子育て 支援課
児童遊園の整備	子どもが安心して遊ぶことが できる場所が不足している地 域の子どもたちの遊び場とし て提供します。	年次計画に沿って計画的に実 施します。	みどりの 推進課



V すべての子どもが尊重されるまちづくり

1 支援を必要とする子どもへの施策の充実

【現状と課題】

意識調査によると、子育てにおいていじめに関して悩んでいる人（小学校児童）は、17.4%で、友だちつきあい（いじめ等を含む）に関することで悩んでいる人（就学前児童）は19.8%となっており、子どものいじめについて悩んでいる人がみられます。

また、中高生のいじめの経験については、一、二度あるという人が17.5%、何度と無くあるという人が3.0%となっています。

ひとり親家庭、発達に心配のある子どもや障がいがある子どもがいる家庭に対し、育児不安や精神的負担の軽減を図るために必要に応じたサービスを提供し、それぞれの家庭の状況に合わせた適切なサポートを推進していく必要があります。

今後も、支援を必要とする子どもへの対応を充実させるため、学校や地域・行政での意識の啓発や教育が必要です。

市民の声

- もしいじめなどに子どもがっていると気付いた時の相談窓口や調査などをしていただけ所が（特に調査）あれば幸いです。
- 障がい児・者の低所得家庭に対して、何か支援がほしいです。
- 母子家庭の場合、子どもとの時間を大切にしながらどうすれば一番たくさんの収入を得られるか教えて欲しいです。

【施策の方向性と評価指標】

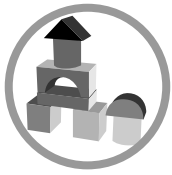
いじめの早期発見と解決に向けた体制の充実を図っていきます。

ひとり親家庭や障がい児家庭など、家庭の状況に応じた支援を充実していきます。

施策の評価指標	区分	基準値 平成20年度調査結果	目標値 平成26年度
子育てに関する悩み、または気になることで、友だちつきあい（いじめ等含む）に関して悩んでいる人の割合	就学前	19.8%	減少
	小学生	17.4%	減少

(1) いじめ・不登校等への対策の充実

事業名	事業内容	事業の方向性	担当課
いじめ・不登校対策事業適応指導教室の実施	学校生活になじめない児童や生徒が体験等の活動を通して、集団への適応能力、自立心を育成します。	不登校等の問題に取り組むチームを「ハートケア教育サポーター」とし、総合的な支援体制を目指します。	学校教育課



事業名	事業内容	事業の方向性	担当課
被害にあった児童の保護の推進	犯罪、虐待、いじめ等により被害を受けた子どもの早期発見、早期対応及び適切な保護を行います。	今後も、被害にあった児童を保護していくとともに、保護の対象を妊婦や養子縁組児童等にもまで拡大していきます。	関係各課

(2) ひとり親家庭の自立支援の充実

事業名	事業内容	事業の方向性	担当課
母子・父子等援護事業	母子・父子家庭等に対する経済的支援を行います。	母子・父子家庭の児童入学祝金の支給を行います。	子育て支援課
母子相談事業	福祉に欠ける児童と配偶者のいないその母親に対し相談、母子生活支援施設、助産施設に関する情報提供を充実します。	相談事例を検証しながら、総合相談のあり方の見直しを行い、充実した総合相談窓口について検討していきます。	子育て支援課

(3) 障がい児施策の充実

事業名	事業内容	事業の方向性	担当課
のびのび教室、相談事業（面接、電話、家庭訪問）	発達に心配や不安を抱える子どもとその親に対して、遊びや親同士の情報交換、専門スタッフによる助言、医療機関や療育機関を紹介するなど、子どもの発達を促すとともに、母親の育児不安の軽減を図ります。	2グループで月1回実施します。（健診等の要観察児） ①発達を促す遊び、相談の実施 ②心理相談・家庭相談 ③母親支援・子育て支援のための情報交換・勉強の場の提供	福祉課（保健センター）
民生・児童委員協議会活動事業	日常生活に関する相談に応じ、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供を行い、住民の福祉増進を図るための活動を行います。	事業を継続していきます。	福祉課
療育ネットワークMAMAの会	子どもの発達や障がいについて心配や不安のある方を対象に、情報交換や指導・助言を行い、母親の不安の軽減を図ります。	今後とも引き続き、子どもの発達について不安のある保護者の相談に応じ、交流しながら育児不安を軽減します。今後は、障がい児支援体制の確立にあわせ、一体的に対応します。	子育て支援課
親子通園事業	言葉が遅い、多動、人と関わりにくいなどの発達に偏りがあるとされる子どもとその親で通所し、ふれあい・遊びを通して、児の発達を助長し支援を図ります。	関係機関との連携を図りながら、支援の体制などを検討します。	子育て支援課
障がい児保育事業	保育士の配置に考慮し、集団活動のできる障がい児を受け入れ、巡回療育指導等を受けきめ細やかな保育を実施します。	民間移管保育園、指定管理保育園の障がい児保育内容等について検証していきます。	子育て支援課
障がい児支援体制の確立	発達障害支援法の趣旨に沿うことができるように、関係機関や専門家との連携を密にしたネットワークを構築し、支援体制の確立を図ります。	各年度の課題やニーズに対応しながら継続していきます。	福祉課

2 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要です。また、児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係団体との連携、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることが必要です。

意識調査によると、一般成人において子どもの虐待を見たり聞いたりしたことがある人は6.2%、虐待かどうか分からないが、おかしいなと思ったことがある人が9.3%となっています。また、カッとして子どもをごくたまに叩いてしまうという人は、就学前児童では48.0%、小学生児童では51.4%となっており、親の育児不安の解消のための相談や訪問、虐待を地域で防止できる環境の整備が必要です。

市民の声

○「泣かせているから虐待」と周囲の人はすぐに思いがちなので、子育てをしたことがない人、終わった人などにも虐待に関する正しい情報を提供してほしい。

【施策の方向性と評価指標】

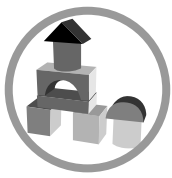
虐待の早期発見のための情報収集体制を充実していきます。

家庭での子育てに対する悩みを早期に解消するための指導・訪問体制を充実していきます。

施策の評価指標	区分	基準値 平成20年度調査結果	目標値 平成26年度
子育てに自信を持ってなくなる人がある人の割合 (よくある・ときどきある)	就学前	47.1%	減少
	小学生	44.8%	減少

(1) 虐待の未然防止

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
虐待の早期発見及び早期対応の取り組み	虐待の相談・通報があった時に、関係する課、関係施設、児童相談センター、警察、医療機関等と連携して対応できるよう連絡調整を図ります。	今後も、関係機関と連携を図り、より適切な支援・取り組みをしていきます。	子育て支援課
	乳児健診等で虐待の相談やその疑いがある場合、関係する課や児童相談センターと連携し対応します。	必要に応じて、随時対応します。	福祉課 (保健センター)

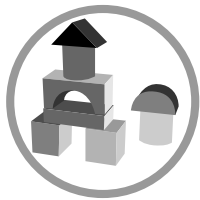


事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
家庭訪問指導、育児相談（面接電話）	第1子訪問や出産・育児、発育・発達等の不安がある人を対象に、保健師等が家庭を訪問し、相談に応じます。 妊娠、出産、育児を通して、育児不安や子育てしにくい等保護者の気持ちを受け止め、育児ストレスの軽減のため、保健師等が面接・電話相談を行います。	妊娠中からのハイリスク者、医療機関等から情報提供があった者及び次に掲げるケースを対象者として保健師が家庭を訪問し、相談に応じます。 ・育児上必要と認める場合 ・母親が心疾患、腎疾患、精神疾患等の重大な基礎疾患を有する場合 ・若年出産、多胎出産による妊娠出産の場合 ・上の子どもへの虐待により児童・障害者相談センターや市町村が関与している家庭の場合 ・ひとり親家庭の場合 ・要支援家庭として把握している場合 必要に応じて、随時面接・電話相談を実施します。	福祉課（保健センター）
こんにちは赤ちゃん訪問	家庭訪問指導事業の対象者、低体重出生児をのぞく、生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問し、育児の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供し、育児の孤立化の防止を図ります。	家庭訪問指導事業の対象者、低体重出生児をのぞく、すべての生後4か月までの乳児のいる家庭に保育士が訪問します。	子育て支援課 福祉課（保健センター）

（2）地域における虐待防止ネットワークの構築

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
民生・児童委員協議会活動事業	日常生活に関する相談に応じ、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供を行い、住民の福祉増進を図るための活動を行います。	事業を継続していきます。	福祉課





第6章

目標事業量の設定



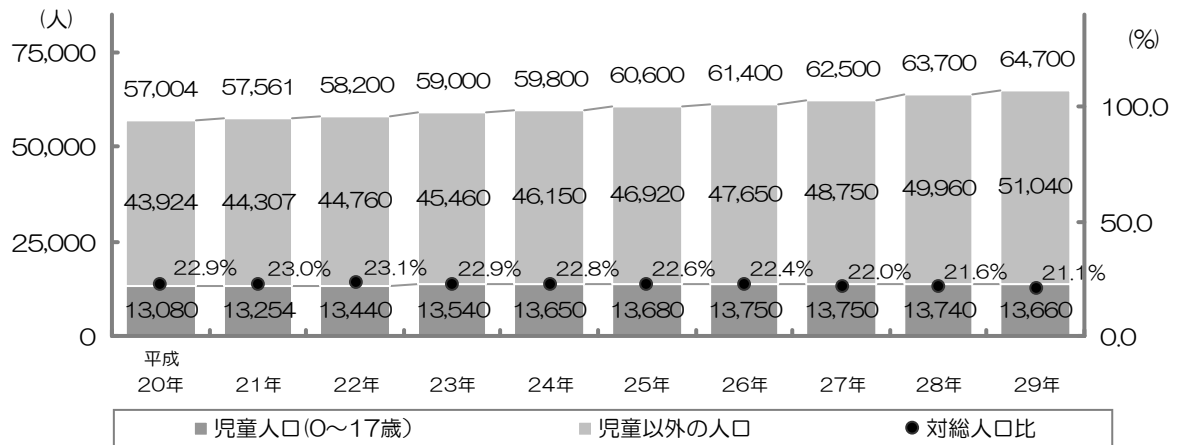
第6章 目標事業量の設定

目標事業量の設定にあたっては、ニーズ調査等により把握した各事業の需要に基づき、新待機児童ゼロ作戦（平成20年7月27日厚生労働省策定）の目標年次である平成29年度に達成すべき目標事業量（以下「平成29年度目標事業量」という。）を設定しました。その上で、後期計画期間（平成22年度から平成26年度までの期間をいう。）の目標事業量については、当該平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえて定めました。

1 児童人口の推計

本市の総人口は年々増加し、平成29年4月には64,700人になると推計されます。児童人口*（0～17歳）も増加し平成29年4月には13,660人、総人口に占める児童人口の割合は、平成20年4月の22.9%から平成29年4月の21.1%と1.8ポイントの減少が予想されます。

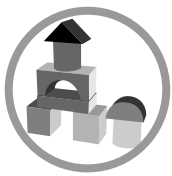
■児童人口の推計



※ 児童人口：児童福祉法が定義する「児童」0～17歳を対象とする。

■0歳～5歳の推計人口

目標年度	年齢						合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
平成21年度実績	734	761	723	642	773	819	4,452
平成22年度	726	739	751	709	639	776	4,340
平成26年度	738	734	720	706	705	717	4,320
平成29年度	770	760	741	721	709	709	4,410



2 現在家庭類型と潜在家庭類型

家庭のあり方が多様化している中、子育てに関するニーズは家庭における父親や母親の就労状況に応じて異なることから、目標事業量を設定する際にはこれを考慮する必要があります。そこで後期計画においては、家庭内の父親・母親の現在の就労状況に応じタイプAからタイプGまでの7種類の家庭類型に分け、さらには父親・母親の就労意欲を反映した潜在家庭類型ごとに保育ニーズ等を分析し、目標事業量の設定に反映していきます。

タイプ別	属性	定義
タイプA	ひとり親家庭	母子家庭もしくは父子家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム	母親、父親ともにフルタイムで就労をしている
タイプC	フルタイム×パートタイム	母親、父親のどちらかがフルタイムとパートタイムで就労している。
タイプD	専業主婦（夫）	母親、父親のどちらかが専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム	母親、父親ともにパートタイムで就労をしている
タイプF	無業×無業	母親、父親ともに就労していない
タイプG	その他	上記以外

(1) 3歳未満児（0歳～2歳児）

(実績)

(推計)

- タイプB：平成21年 15.4% → 平成29年 23.7% (+8.3ポイント)
- タイプC：平成21年 11.5% → 平成29年 15.0% (+3.5ポイント)
- タイプD：平成21年 71.5% → 平成29年 59.9% (-11.6ポイント)

平成21年	人口 (実績)	家庭類型／現在（上段 人／下段 %）						
		タイプA	タイプB	タイプC	タイプD	タイプE	タイプF	タイプG
合計	2,218	31	341	256	1,585	4	0	0
		1.4	15.4	11.5	71.5	0.2	0.0	0.0



平成29年	人口 (推計)	家庭類型／潜在（上段 人／下段 %）						
		タイプA	タイプB	タイプC	タイプD	タイプE	タイプF	タイプG
合計	2,271	32	538	340	1,361	0	0	0
		1.4	23.7	15.0	59.9	0.0	0.0	0.0

(2) 3歳以上児（3歳～5歳児）

(実績)

(推計)

■タイプB：平成21年 13.8% → 平成29年 31.1% (+17.3ポイント)

■タイプC：平成21年 37.3% → 平成29年 27.5% (-9.8ポイント)

■タイプD：平成21年 45.8% → 平成29年 38.3% (-7.5ポイント)

平成21年	人口 (実績)	家庭類型／現在（上段 人／下段 %）						
		タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ D	タイプ E	タイプ F	タイプ G
合計	2,234	65	309	833	1,022	0	5	0
		2.9	13.8	37.3	45.8	0.0	0.2	0.0



平成29年	人口 (推計)	家庭類型／潜在（上段 人／下段 %）						
		タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ D	タイプ E	タイプ F	タイプ G
合計	2,139	63	665	589	819	0	4	0
		2.9	31.1	27.5	38.3	0.0	0.2	0.0

(3) 就学児（6歳～8歳児）

(実績)

(推計)

■タイプB：平成21年 12.1% → 平成29年 29.6% (+17.5ポイント)

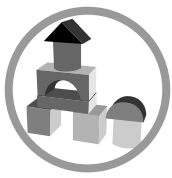
■タイプC：平成21年 45.3% → 平成29年 36.5% (-8.8ポイント)

■タイプD：平成21年 36.7% → 平成29年 28.0% (-8.7ポイント)

平成21年	人口 (実績)	家庭類型／現在（上段 人／下段 %）						
		タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ D	タイプ E	タイプ F	タイプ G
合計	2,421	143	293	1,096	889	0	0	0
		5.9	12.1	45.3	36.7	0.0	0.0	0.0



平成29年	人口 (推計)	家庭類型／潜在（上段 人／下段 %）						
		タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ D	タイプ E	タイプ F	タイプ G
合計	2,134	126	632	779	597	0	0	0
		5.9	29.6	36.5	28.0	0.0	0.0	0.0



3 目標事業量（特定12事業）の設定

目標事業量の設定に当たっては、アンケート調査等により把握した各事業の需要に基づき、新待機児童ゼロ作戦（平成20年7月27日厚生労働省策定）の目標年次である平成29年度に達成すべき目標事業量（以下「平成29年度目標事業量」という。）を設定しました。その上で、後期計画期間（平成22年度から平成26年度までの期間をいう。）の目標事業量については、当該平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえて決めました。

事業名		単位	H21年度 (実績見込み)	H22年度※1	H26年度	H29年度※1
通常保育事業 (8時～17時)	3歳未満児	人	215	238	230	240
	3歳以上児	人	1,285	1,170	1,170	1,170
	計	人	1,500	1,408	1,400	1,410
延長保育事業 (17時以降保 育を利用)	延長保育事業 (17～19時)	人	616		660	660
		か所	4		4	4
	夜間保育事業 (19～22時)	人	0		0	0
		か所	0		0	0
	トワイライト ステイ事業※3 (22～5時)	人	0		0	0
か所	0		0	0		
休日保育事業		人/日	20		20	20
		か所	1		1	1
病児対応型	病児対応型・ 病後児対応型 事業	日数	0		5	5
		か所	0		1	1
	体調不良時対 応型事業 ※3	日数	0		0	0
		か所	0		0	0
放課後児童健全育成事業		人	300	380	380	380
		か所※4	9	9	9	9
一時預かり事業 (一時保育事業) ※2		人/日	50		50	50
		か所	5		5	5
ショートステイ事業		か所	0		1	1
特定保育事業※3		か所	0		0	0
地域子育て支援拠点事業		か所	5		5	5
ファミリー・サポート・セン ター事業		か所	1		1	1

※1 後期行動計画の事業目標については、最終年2014（平成26）年ですが、平成22・29年度の数値については、新待機児童ゼロ作戦との整合性を図るため、新待機児童ゼロ作戦の最終年2017（平成29）年の目標と新待機児童ゼロ作戦の集中重点3か年の最終年2010（平成22）年の通常保育と放課後児童健全育成事業の目標を示すこととされています。

※2 児童福祉改正法（平成21年4月1日施行）により、従前の「一時保育事業」は「一時預かり事業」へ事業名称が変更となっています。

※3 必要に応じ拡大していく事業。

※4 市が設置する放課後児童クラブ数。

4 定期的な保育等に関する事業の目標設定

各サービスの目標事業量は、家庭類型別の児童推計数及び調査結果から算出された利用率をもとに推計しました。

(1) 平日昼間の保育サービス

平日昼間の保育サービスとは、平日の8時～17時の間、乳児や幼児を預かり保護者の代わりに保育を実施するサービスです。

■認可保育所の目標量

目標年度	3歳未満児	3歳以上児	0歳～5歳
	人	人	合計(人)
平成21年度 (実績見込み)	215	1,285	1,500
平成22年度	238	1,170	1,408
平成26年度	230	1,170	1,400
平成29年度	240	1,170	1,410

【目標量設定の考え方】

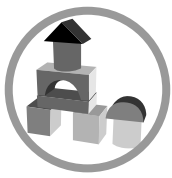
今後、乳幼児全体の人口は年度によりバラツキがあるが、大幅な増加は予想されません。しかし、3歳未満児については、一時的には減少しますが、需要が増すと予想されるので、3歳未満児の増加を反映し、目標量を設定しました。

(2) 夜間帯の保育

夜間帯の保育とは、平日の一般的な延長保育の時間帯(17時～19時)、夜間保育の時間帯(19～22時)、深夜・早朝帯(22時～5時、トワイライトステイ)に保育を実施するサービスです。

■夜間帯の保育事業の目標量

目標年度	延長保育		夜間保育		トワイライトステイ	
	人	か所	人	か所	人	か所
平成21年度 (実績見込み)	616	4	0	0	0	0
平成26年度	660	4	0	0	0	0
平成29年度	660	4	0	0	0	0



【目標量設定の考え方】

延長保育の利用者は、平成21年度より若干の上昇が見込まれるため、定員増を行いますが、平成21年度の実施保育か所数で対応可能と考えられるため、か所数の増は行いません。

夜間保育、トワイライトステイについては、利用が見込まれないため、計画は見送りました。

(3) 休日の保育

休日の保育とは、日曜日、祝日などの休日に保育を実施するサービスです。

■休日保育事業の目標量

目標年度	0歳～5歳	
	人	か所
平成21年度 (実績見込み)	20	1
平成26年度	20	1
平成29年度	20	1

【目標量設定の考え方】

休日保育事業の利用ニーズは平成21年度と同程度と考えられるため、平成21年度と同じ実施か所数で設定しました。

(4) 病児・病後児保育

病児・病後児保育とは、保護者の労働などの理由により病気の児童、または病気回復期にある児童の家庭保育に支障がある場合、通常の保育サービスは利用できないために実施される保育サービスです。

■病児対応型・病後児対応型事業の目標量

目標年度	日数	か所	うち病後児 対応型か所
平成21年度 (実績見込み)	0	0	0
平成26年度	5	1	0
平成29年度	5	1	0

■体調不良児対応型事業の目標量

目標年度	日数	か所
平成21年度 (実績見込み)	0	0
平成26年度	0	0
平成29年度	0	0

【目標量設定の考え方】

病児対応型・病後児対応型保育の需要は、今後、多くはないと考えますが、事業の必要性は高いと考えられますので、新たに1か所を計画しました。

体調不良児対応型保育の需要は、今後とも見込まれないため、計画は見送りました。

(5) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業とは、放課後の時間帯の家庭が保護者の就労のため常時留守になっている児童を保育するサービスです。

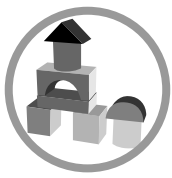
本市では、放課後児童健全育成事業として放課後児童クラブを実施しています。放課後児童クラブとは、保護者が労働等のために留守になる家庭の児童に遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とした保育サービスです。

■放課後児童健全育成事業の目標量

目標年度	人	か所	
		うち1～3年	
平成21年度 (実績見込み)	300	295	9
平成22年度	380	304	9
平成26年度	380	304	9
平成29年度	380	304	9

【目標量設定の考え方】

平成20年度の利用実績を考慮しながら、開設場所の広さに基づく受け入れ可能人数を判断し、各放課後児童クラブの定員を設定しました。



(6) 一時預かり事業

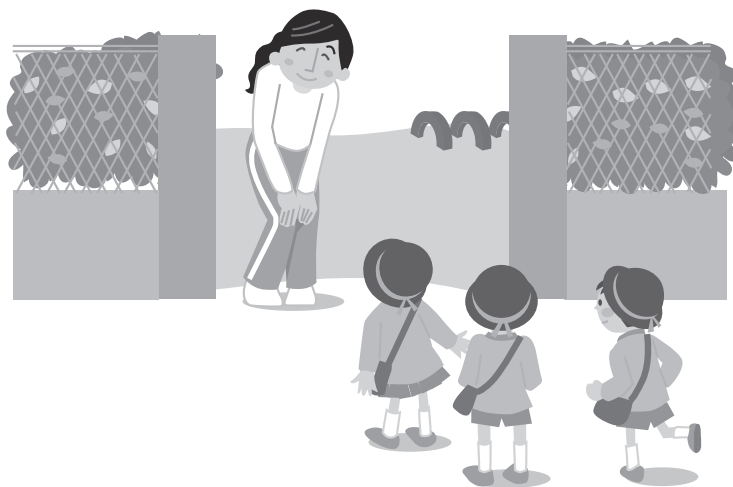
一時預かり事業とは、保護者のリフレッシュ目的、冠婚葬祭、就労等の理由で一時的に児童を預かるサービスです。

■一時預かり事業の目標量

目標年度	日数	か所	施設タイプ	
			うち保育所型・地域密着型	うち地域密着Ⅱ型
平成21年度 (実績見込み)		5	5	0
平成26年度	12,100	5	5	0
平成29年度	12,100	5		

【目標量設定の考え方】

保護者の多様な生活形態により、一時預かりへのニーズは増大することが見込まれますが、平成21年度の5か所の実施か所数で需要への対応も可能と考えます。



5 地域における子育て支援事業の目標設定

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、地域の子育て家庭を対象に子育て不安に対する相談・指導を行う事業です。「ひろば型」「センター型」「児童館型」があります。

■地域子育て支援拠点事業の目標量

目標年度	か所				
		うちひろば型	うちセンター型	うち児童館型	うち経過措置型
平成21年度 (実績見込み)	5	0	2	0	3
平成26年度	5	0	5	0	0
平成29年度	5	0	5	0	0

【目標量設定の考え方】

平成21年度は市内の5地域で実施しており、この5地域の各施設で今後の需要も満たせるものと考えます。

(2) ファミリー・サポート・センター事業

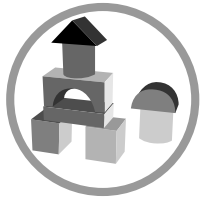
ファミリー・サポート・センター事業とは、保育等の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）を会員とし、保育所等への送迎や一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業の目標量

目標年度	か所
平成21年度 (実績見込み)	1
平成26年度	1
平成29年度	1

【目標量設定の考え方】

現在開設している1か所は、市内の中央にあたる場所に設置しており、利便性も良い位置となっています。入会に際しては、直接、ファミリー・サポート・センターに足を運ばなくてはならない点がありますが、利用にあたっては依頼会員と援助会員との直接的な関係のため、1か所に対応可能と考えます。



第7章

計画の推進に向けて



第7章 計画の推進に向けて

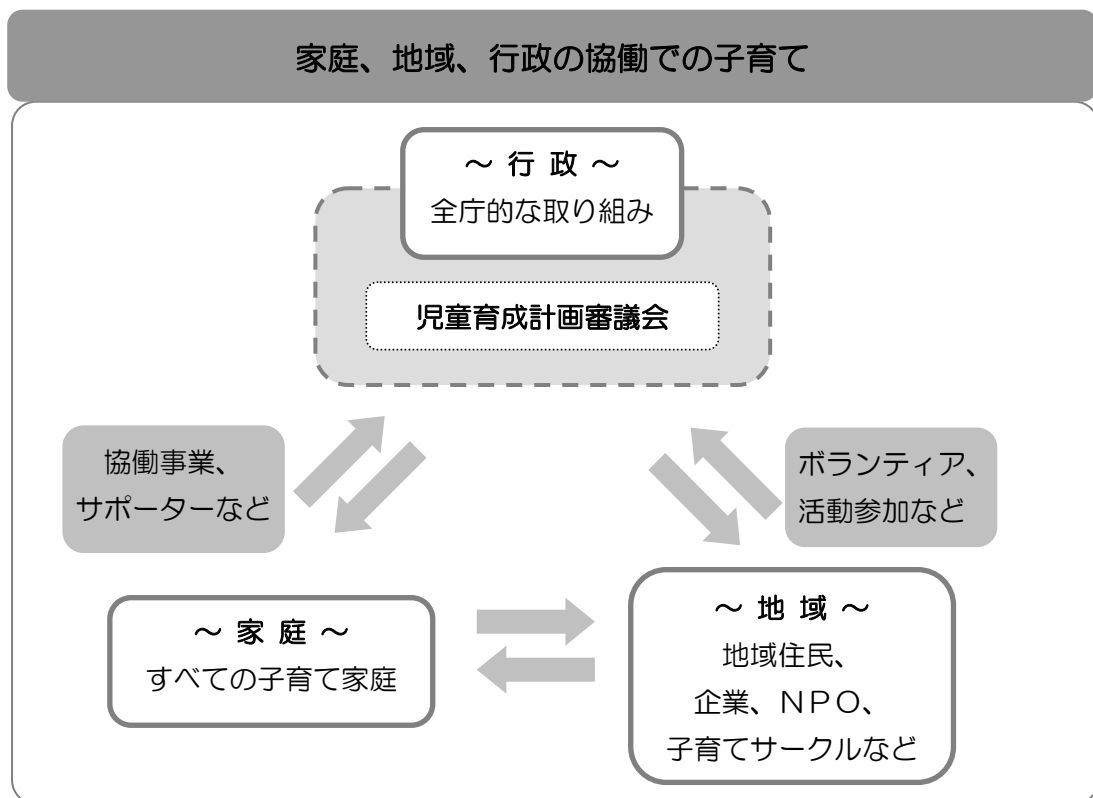
1 家庭・地域・行政の協働による推進

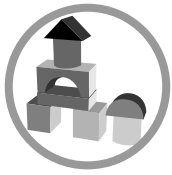
後期計画を推進するにあたり、子ども自身とすべての子育て家庭に対する支援を目的とした施策を推進するため、家庭と地域、行政が協働しながら、計画的に進めていくことを目指します。

あらゆる家庭を対象とした子育て支援を総合的に行うために、市や保健センターのみならず、地域コミュニティを形成している地域の住民組織、子育てサークル、企業との連携を図ります。さらには、児童相談所、警察等の関係機関との連携を強化するとともに、次世代育成支援対策地域協議会等と協議を進めながら、庁内のさまざまな部署との連絡や調整をこれまで以上に実施し、全庁的に取り組んでいきます。

次世代育成支援対策は子育て中の家庭ばかりではなく、さまざまな立場の住民が考え取り組む地域の課題です。そこで、計画事業の実施・推進のため、あらゆる場面で住民参加の機会を積極的に設け、住民が主体的に取り組めるよう、きめ細やかな次世代育成支援対策の地域ネットワークの構築を推進します。

また、家庭、地域、行政の協働による次世代育成支援対策の推進を図りつつ、多方面からの意見を広く募り、反映させながら、計画の円滑な進行管理を行っていきます。





2 市内の推進体制

計画の個別事業については、担当課がその内容を熟知していることから、計画で定められた事業の方向性や目標事業量などに基づき、各担当課で進行管理を行い、総合的な管理は子育て支援課で行います。後期5年の計画期間中に事業を進めていく中で、施策の領域ごとに本市の現状や課題をさらに詳細に分析・把握しながら、より必要性、緊急性がある事業を重点事業と位置づけ推進していきます。

3 次世代育成支援施策を協働して推進する住民組織への支援

子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、子ども会、自治会をはじめとするさまざまな活動団体や社会福祉協議会、民間事業者、主任児童委員等、子どもや子育て家庭を応援する組織の活動を支援します。

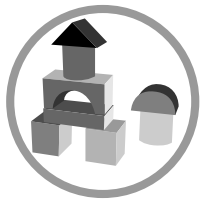
4 行動計画の子育て支援施策の周知方法

行動計画に記載した子育て支援施策については、広報紙、ホームページ等で市民に周知を図ります。

5 計画の進捗状況の把握

行動計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされますが、そのためにも、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果を、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

そこでまず、計画の実施状況を把握・点検するために全庁的な体制を構築するとともに、住民の意見を反映させるための仕組みづくりとして、住民代表や学識者、関係機関から組織する「みよし市児童育成計画審議会」を定期的を開催し、計画の実施状況の把握・点検を継続的に行っていきます。



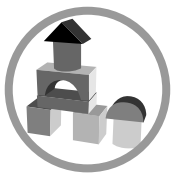
資料編



資料編

1 計画策定の経過

日時	内容
平成20年10月8日	第1回 児童育成計画審議会 ・次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定について ・後期行動計画に求められている視点と手法（市民ニーズ調査）について
11月14日～ 11月28日	市民意識調査（アンケート調査）の実施 《対象》 ・就学前児童2,000人 ・就学児童1,500人 ・12歳～18歳1,000人 ・一般市民1,500人
平成21年 3月2日	第2回 児童育成計画審議会 ・市民意識調査（アンケート調査）の結果について ・平成22年～平成26年のみよし市の人口推計について
5月12日	第3回 児童育成計画審議会 ・目標事業量算定のためのニーズ量結果報告書について ・潜在的なニーズ 及びサービス量の推計について
8月 4日	第4回 児童育成計画審議会 ・第2次みよし市児童育成計画における事業進捗状況について ・後期児童育成計画に向けての基礎データについて ・後期児童育成計画の構成について
10月15日	第5回 児童育成計画審議会 ・みよし市児童育成計画（後期）の素案作成 ・パブリックコメントに向けての検討
12月 1日	パブリックコメントの実施 ・広報12月1日号にて意見の募集 （期間平成21年12月1日～平成22年1月8日）
平成22年 2月10日	第6回 児童育成計画審議会 ・パブリックコメントに寄せられた意見の対応について ・みよし市児童育成計画（素案）の修正及び最終検討
3月26日	みよし市児童育成計画の公表



2 みよし市児童育成計画審議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、みよし市児童育成計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査、審議し、答申するものとする。

- (1) 児童育成計画原案の作成に関すること。
- (2) 児童育成計画の調査研究に関すること。
- (3) 児童育成計画の推進状況の検証に関すること。
- (4) その他児童育成計画策定、推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、条例別表に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者、児童福祉又は教育関係団体が推薦する者及び商工会が推薦する者は、前条各号に掲げる事項が終了するまでとする。
- (2) 市民は、児童育成計画の策定が終了するまでとする。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、市民の委員が欠けた場合には新たな委員の公募は行なわない。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験を有する者のうちから市長が選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 審議会は、各分野別の調査研究及び計画策定に必要な資料収集のため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、各分野別の課長職以下の職員で構成する。
- 3 作業部会に部会長を置き、部会長に子育て支援課長職の職員をもって充てる。
- 4 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて召集し、部会長が議長となる。

(事務局)

第7条 審議会の事務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

- 2 子育て支援課長は、審議会の事務を円滑に実施するため、必要と認める場合は、他課の職員に事務局として審議会への出席を求めることができる。

(雑則)

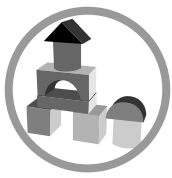
第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。



■みよし市児童育成計画審議会名簿

(敬称略・順不同)

NO	所属名	職名	氏名
1	学識経験者	名古屋芸術大学短期大学部名誉教授	小沢 志江子
2	市民委員	公募	永田 静子
3	市民委員	公募	田中 朋子
4	市民委員	公募	木戸 洋子
5	事業主代表	みよし市工業経済会代表	橋口 尚男
6	児童福祉・教育関係 団体関係	みよし市民生児童委員代表	鈴木 睦子
7		みよし市小学校校長代表	伊豆原 豊
8			江口 修
9		みよし市私立幼稚園協会代表	阿部 秀子
10		みよし市私立幼稚園父母の会代表	橋本 美江
11		みよし市保育園父母の会代表	松平 さつき
12			森井 尚子
13		みよし市PTA連絡協議会代表	松尾 信二
14			小嶋 潔
15		みよし市子ども会育成協議会代表	塚本 隆敏
16		みよし市地域活動連絡協議会代表	斉藤 由美子
17			谷口 千恵
18		みよし市子育て支援グループ代表	青木 博子
19		豊田加茂福祉相談センター次長	尾関 正行
20			芳賀 信一
21	豊田加茂福祉相談センター 児童育成課長	深川 義和	

任期：平成20年10月8日～平成22年3月31日

※ 上段：平成20年度、下段：平成21年度

●●●●● ●●●●●
みよし市児童育成計画（後期） ●●●●●

発 行 平成22年3月

企画・編集 みよし市

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地

T E L (0561) 32-2111

U R L [http:// www.city.aichi-miyoshi.lg.jp](http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp)

